

松戸市公園再整備ガイドライン

平成25年10月
松戸市



目次

I 公園再整備ガイドラインについて

1. ガイドラインの位置付け1
2. ガイドラインの使用手法1

II 地域公園等の現況と課題

1. 地域公園とは3
2. 現況の把握5
 - (1)公園の開設年度と経過年数5
 - (2)地域公園等の整備状況8
3. 課題の整理13

III 公園再整備ガイドライン

1. 公園再整備の考え方15
 - (1)地域公園のあり方15
 - (2)公園再整備の基本理念・基本方針26
2. 公園再整備の進め方17
3. 全体指針と具体方策18
 - (1)地域コミュニティでの活用19
 - (2)地域特性に応じた整備21
 - (3)施設の更新27
 - (4)植栽の更新27
 - (5)バリアフリー化31
 - (6)安全性の向上41
 - (7)自然環境への配慮43
 - (8)地域防災活動の拠点44

IV ワークショップによる公園再整備プランの作成

1. ワークショップの進め方55
2. ワークショッププログラム58

I 公園再整備ガイドラインについて

- 1 ガイドラインの位置付け
- 2 ガイドラインの使用方法

I 公園再整備ガイドラインについて

1 ガイドラインの位置付け

松戸市では、「松戸市緑の基本計画」において「都市の緑づくり」、「11のまちの緑づくり」、「緑の担い手づくり」の3つの基本方針と『暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸』を目標とし、地域の様々なレクリエーション活動やコミュニティ形成の場となる都市公園の整備・活用を推進しています。

しかし、松戸市の公園の多くは30年以上前に整備された公園であり、施設の老朽化などが見られ、公園へのニーズが多様化している現在においては、より多くの機能（バリアフリー、健康増進、地域防災機能）を有する公園への再整備が求められています。

また公園の管理・運営に関しても行政だけではなく、市民、市民団体、学校・大学、企業などの各主体が結束して課題を解決していく「みどりの市民力」を活用していくことが必要となってきています。

このようなことから、「松戸市緑の基本計画」にもとづき、市内11地域の核となる近隣公園クラスの公園を再整備対象公園として定め、利用者のニーズに合った公園として再整備していきます。その際の基本的な考え方や検討の進め方、住民参加のあり方等を「ガイドライン」として整理しました。

2 ガイドラインの使用方法

松戸市では、平成25年度から公園再整備事業を進めていく予定です。

地域公園の再整備は利用者のニーズを反映させるため、周辺住民を含めたワークショップによりプランづくりを行っていきます。

本ガイドラインは主に「公園再整備プランの作成」、「公園の活用と住民参加・協働による運営・維持管理」について、公園再整備の進め方について基本的方針・指針を示したものです。

今後実施していく公園再整備は本ガイドラインにもとづき、住民意見を柔軟に反映しながら進めていきます。

具体的に、ワークショップの実施段階では本ガイドラインに示した『公園再整備の考え方（あり方、基本方針）』をベースとし議論を行い、それぞれの地域に合った公園再整備プランを作り上げていきます。また、地域に愛着のある公園となるよう、地域住民を中心とした運営や管理についてもワークショップの中で話し合いを行っていきます。

それから、設計段階では『全体指針と具体方策』に沿って、公園再整備の基本方針が実現される公園に向け、詳細な検討を進めていきます。

Ⅱ 地域公園等の現況と課題

- 1 地域公園とは
- 2 現況の把握
- 3 課題の整理

II 地域公園等の現況と課題

1 地域公園とは

地域公園は「松戸市緑の基本計画（H21.3）」で設定している地域公園をもとに選定を行いました。

緑の基本計画では、市内11地域に1箇所ずつ、既存の近隣公園・地区公園等から地域の核となる地域公園を位置づけています。しかし、地域公園が未整備の所があり、このような地域においては街区公園の中から公園規模、整備内容、周辺状況等を考慮し再整備対象公園としてふさわしい公園を選定しました。

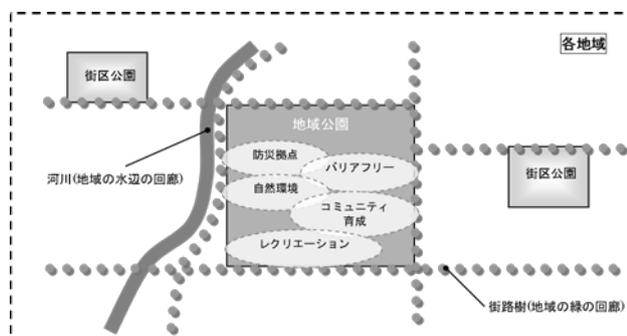


図1 地域公園の考え方（出典：松戸市緑の基本計画）

以下に地域別の再整備対象公園と位置を示します。基本的に開園日が早い公園を含む地域から、順次再整備を行っていきます。

表1 再整備対象公園一覧

地域	対象公園名	種別	面積 (㎡)	開園日
松戸	松戸中央公園	近隣公園	24,619	S41. 3
矢切	柿ノ木台公園	近隣公園	13,573	S51. 3 H11. 10
明	南花島公園	街区公園	5,437	S44. 2
	旭ヶ丘第3公園	街区公園	3,942	S49. 10
古ヶ崎	古ヶ崎第2公園	街区公園	2,594	H 5. 3
	栄町第1公園	街区公園	2,286	S58. 3
新松戸	新松戸中央公園	近隣公園	19,429	S52. 5
小金	小金公園	街区公園	6,504	S37. 10
	浅間公園	街区公園	6,720	S51. 3
馬橋	とのやま公園	街区公園	5,602	S40. 12
	八ヶ崎公園	街区公園	4,407	S60. 9
小金原	小金原公園	近隣公園	30,163	S46. 6
常盤平	金ヶ作公園	地区公園	40,469	S37. 8
六実	六実中央公園	近隣公園	16,075	S53. 3
東部	東松戸中央公園	近隣公園	11,866	H21. 6

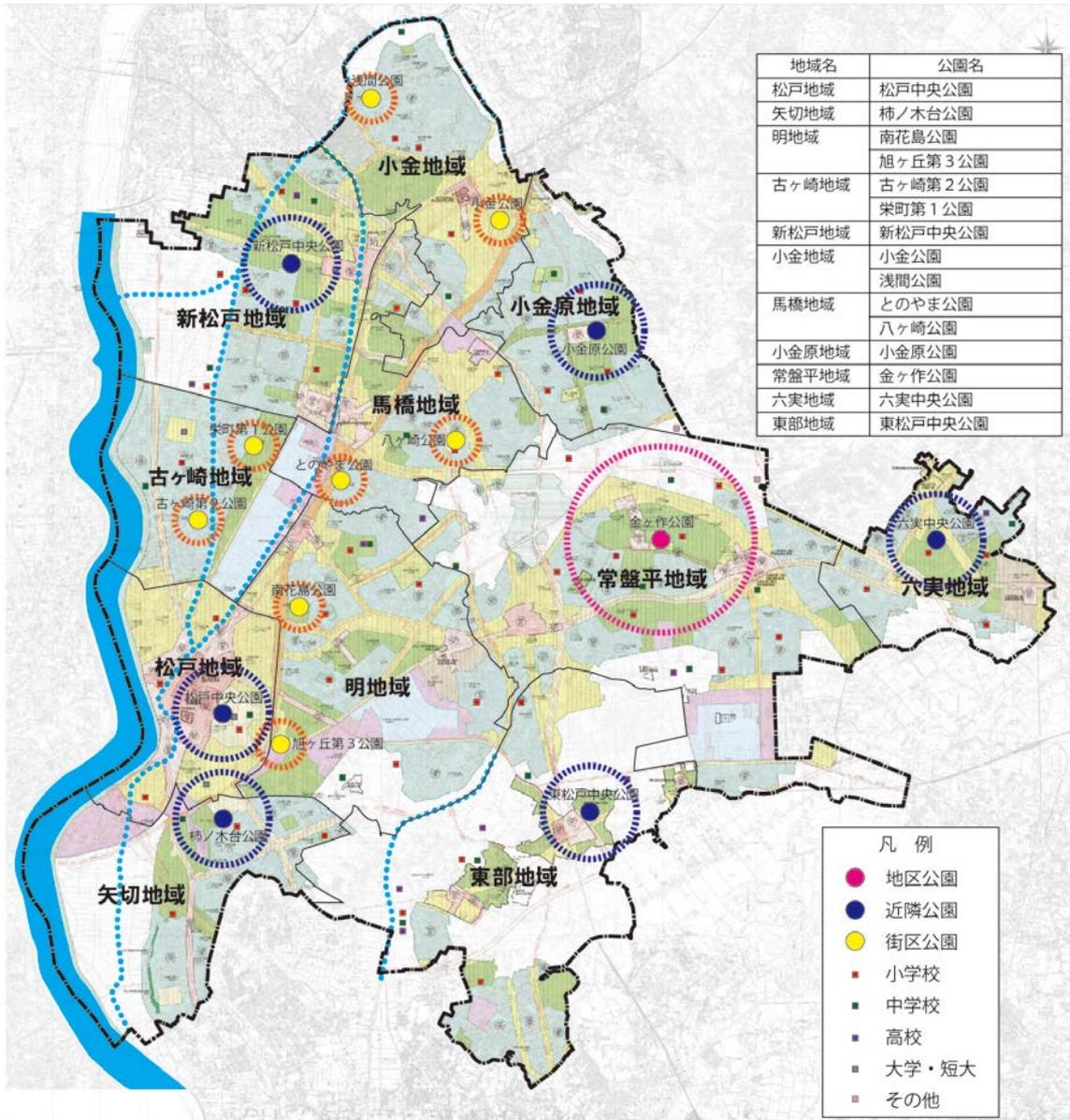


図2 再整備対象公園位置図

2 現況の把握

(1) 公園の開設年度と経過年数

松戸市が管理している公園緑地は、全体で387箇所、約172haです。(平成24年3月31日現在)。住民1人あたりの公園敷地面積は3.56m²となっています。

千葉県人口一人当たりの面積が6.0m²、全国人口一人当たりの面積が9.8m²であり、本市の近隣公園・地区公園の整備量は不十分といえます。市街地内には、公園化が期待できるようなまとまった用地が少ないこともあり、今後、近隣公園・地区公園を十分に確保することが難しい状況です。

面積別にみると、1000m²～2500m²未満の公園が76箇所と最も多く、500m²未満の小規模な公園も75箇所となっています。地区公園に該当する規模の5000m²以上の公園は全体の11%を占めており、面積割合でいくと71%もの割合を占めています。

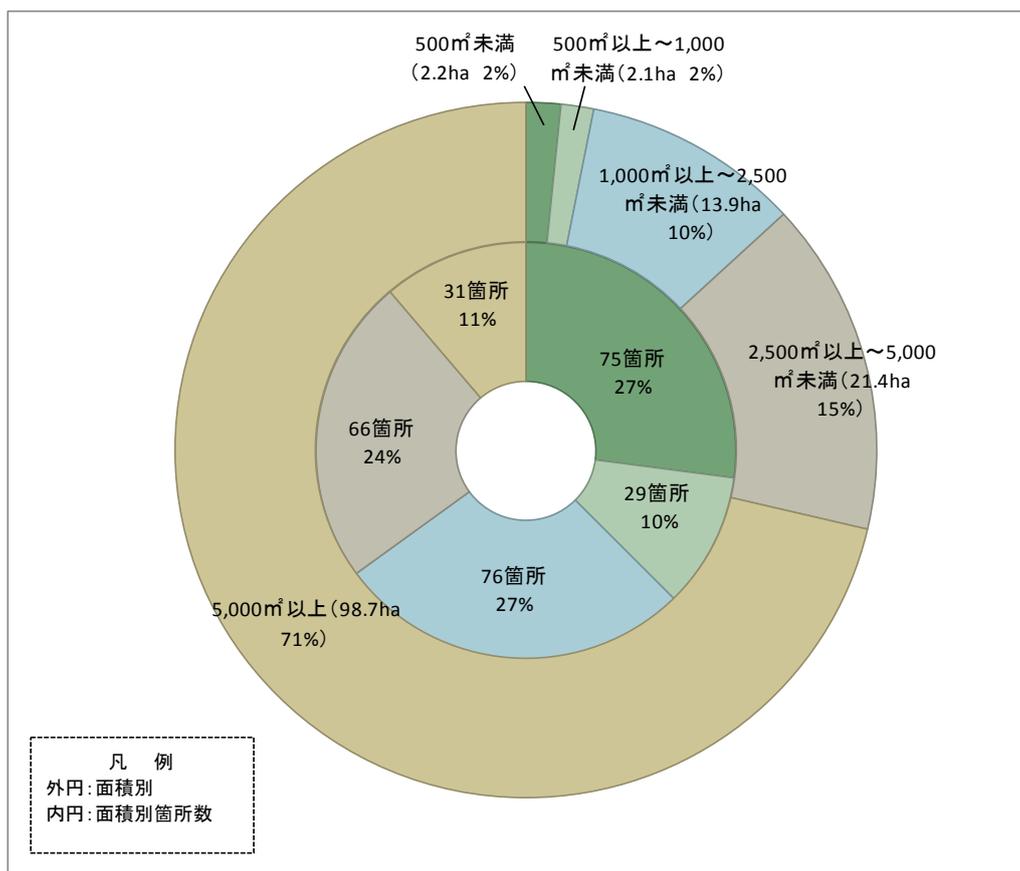


図3 公園整備状況

表2 松戸市の都市公園等の現況調査（平成24年3月31日現在）

行政区画(都市計画区域)		人口集中区域(D・I・D)			備考		
面積	人口(常住人口*1)	人口密度(gross)	面積	人口(常住人口*1)	人口密度(gross)	* 1 国勢調査の数値を基に日本人と外国人の増減を加えたもの ・人口集中区域は平成22年国勢調査	
6,133ha	481,574人	78.5人/ha	4,636ha	461,637人	99.6人/ha		
所有者及び管理者	公園・緑地の区分		都市公園(告示しているもの)		その他管理している公園及び緑地		面積
	種類	種別	公園緑地数	面積	公園緑地数	面積	
松戸市	基幹公園	1,000㎡未満	32ヶ所	1.73ha	74ヶ所	2.71ha	4.44ha
		1,000㎡以上	154	43.68	1	0.16	43.84
		計	186	45.41	75	2.87	48.28
		近隣公園	13	24.14	-	0.33	24.47
		地区公園	1	4.05	-	-	4.05
	都市基幹公園	計	200	73.60	75	3.20	76.80
		総合公園	1	50.06	-	-	50.06
		運動公園	1	10.00	-	-	10.00
		公園	2	60.06	-	-	60.06
		小計	202	133.66	75	-	136.86
	特殊公園	歴史公園	2	3.07	-	-	3.07
	都市緑地	植物園	1	1.00	-	-	1.00
		計	3	4.07	-	-	4.07
		河川敷緑地	1	19.50	-	-	19.50
その他の緑地		26	2.13	80	8.96	11.09	
合計	計	27	21.63	80	8.96	30.59	
	合計	232ヶ所	159.36ha	155ヶ所	12.16ha	171.52ha	
住民一人当たり公園敷地面積(㎡/人)		3.31㎡/人	0.25㎡/人	3.56㎡/人			
東京都	特殊公園	墓園	-	-	1ヶ所	104.70ha	104.70ha
全体	都市公園等の総計		232ヶ所	159.36ha	156ヶ所	116.86ha	276.22ha
	住民一人当たり公園敷地面積(㎡/人)		3.31㎡/人	2.43㎡/人	5.74㎡/人		
※参考 ○千葉県人口一人当たりの公園敷地面積(平成23年3月末現在)⇒6.0㎡/人 ○都市公園法施行令第1条による住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準(市町村区域内)⇒10㎡/人 ○全国人口一人当たりの公園敷地面積(平成23年3月末現在)⇒9.8㎡/人 ○都市公園法施行令第1条による住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準(市街地内)⇒5㎡/人							

また、本市における公園整備時期をみてみると1975年～1980年に最も多く整備が行われており、整備後30年以上が経過している1980年以前に整備された公園は全体の半数を越えているような状況です。

公園は市民にとって、市内の大切な緑の一つとして認識されており、重要な都市の要素となっています。しかし、街区公園・近隣公園・地区公園のうち半数近くが30年前以上前に整備された公園であり、周辺住民の利用実態にあわなくなってきています。

また、高齢化社会の進展、都市の安全に対する関心の高まり、松戸市がかかえる都市的な問題の中で、身近な公園に対して市民が求める機能は、レクリエーションの場としてだけではなくてきています。

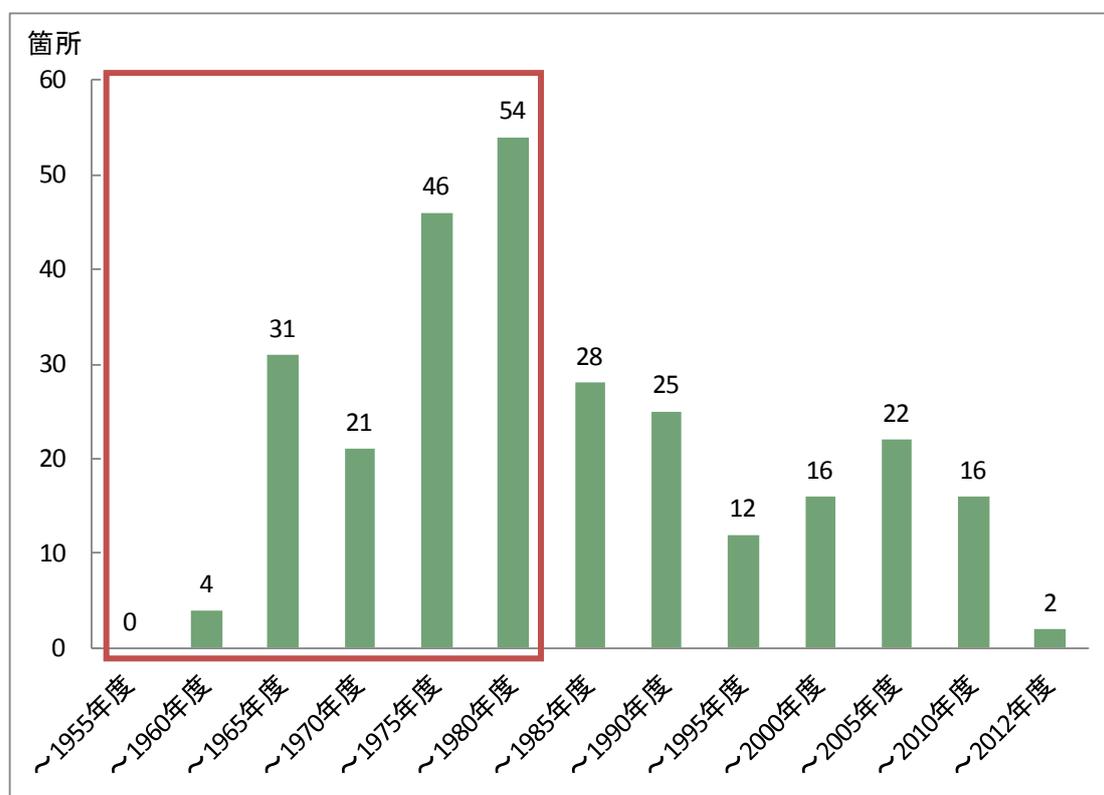


図4 公園の整備年度

(2) 地域公園等の整備状況

対象公園の現況調査より公園施設の整備状況を整理しました。

● 施設の整備状況

(遊具)

ブランコ、鉄棒、滑り台、砂場の設置が特に多く見られ、適切に管理されています。柿ノ木台公園と小金公園は地形を利用したアスレチック遊具が設置されています。

南花島公園と栄町第1公園では、遊具の更新が行われています。

(工作物)

多くの公園でベンチやパーゴラ、ごみ箱、車止めが設置されており、金ヶ作公園など階段が設置されている公園も多くみられます。

(運動施設)

球技が可能な広場やテニスコートなどの施設が整備されています。その他、金ヶ作公園にはジョギングコース、六実中央公園には健康遊具が設置されています。



● 施設の老朽化

(遊具)

金属製遊具は適切に保守されている一方、木製遊具では劣化が見られます。特に、柿ノ木台公園の木製アスレチックは劣化が進んでいる状態です。

(工作物)

ベンチは座面の外れたものなど利用に支障が出ているものが多くの公園で確認されました。

南花島公園と栄町第1公園の車止めは、埋込み穴に堆積物が詰まり、接地しない状態になっています。金ヶ作公園では階段の手摺りが腐食して破損しています。

● 植栽の整備状況

(高木)

概ね生育環境は良好で、適切に管理されています。市の木であるユーカリが特徴的な景観を形成しており、特に、南花島公園と小金原公園、金ヶ作公園、松戸中央公園では巨木化しています。東松戸中央公園と南花島公園には立ち枯れしたものも見られます。

また、ほとんどの公園で見通しを良くするために、下枝が剪定されています。



(低木)

老齢化している箇所も見られますが、概ね順調に生育しています。浅間公園などではネズミモチが低木として植えられていますが、侵入等によって損傷を受けている箇所も見られます。



浅間公園

(地被類)

花壇部分を除き、地被類はあまり植えられていません。

● 公園の死角・見通しの状況

南花島公園のように見通しの良い公園もありますが、とのやま公園や浅間公園などの丘陵地で高低差のある公園では、周辺道路から公園内を確認することができない場所があります。また、公園内にも高低差があり、見通せない箇所が発生しています。

小金公園や小金原公園では、高木や低木が成長して周辺道路からの視界を遮っている場所が存在しています。また、新松戸中央公園や金ヶ作公園では、低木が成長して死角の悪い場所が確認されました。



金ヶ作公園

● 動線上の問題

全ての公園で出入口は多数設置されており、様々な方向から出入りできる状況になっています。

また、公園内の移動はほとんどの公園でスムーズに行うことができます。松戸中央公園では、自転車の進入を抑制する車止めがスムーズな出入りを阻害しており、小金原公園は、商店街と集合住宅を往復する自転車や歩行者が園内で交差することもあるので、接触する危険性があります。



小金原公園

● バリアフリー化

(出入口)

多くの公園で出入口に車止めが設置されていますが、車止めがある場合の有効幅員 0.9mは確保されていない状況です。さらに、2cm以上の段差や 1/12以上の急な勾配もあり、車椅子での利用は困難な公園が多くみられます。



南花島公園

(園路・スロープ)

有効幅員 1.8mは多くの公園で確保されています。ただし、2cm以上の段差や 1/12以上の急な勾配が多くの公園で存在し、車椅子での利用は困難です。

（手摺り・誘導ブロック）

両側に手すりのある階段は東松戸中央公園のみで、視覚障害者誘導ブロックは柿ノ木台公園と東松戸中央公園のみに整備されています。

（便所）

多機能トイレは新松戸中央公園と東松戸中央公園のみに設置されています。高齢者の利用を考慮すると、手すり付の小便器や出入口に段差のない便所等の整備が必要です。

（その他施設）

高齢者や障害者への配慮がされた水飲み場、ベンチ等は東松戸中央公園のみで整備されています。



● 防災機能

松戸中央、柿ノ木台、新松戸中央、小金原、金ヶ作、六実中央公園が避難場所として指定されており、松戸中央、旭ヶ丘第3、南花島、栄町第1、小金、浅間、とのやま、金ヶ作、六実中央公園に防災行政無線が設置されているなど、多くの公園が地域の防災拠点としての位置付けとなっています。

金ヶ作公園と六実中央公園はヘリポートの指定がされており、近隣公園および地区公園は防災活動拠点としての十分なスペースも確保されています。

その他、管理用倉庫の他に、自治会の防災倉庫・簡易倉庫などの備蓄倉庫が多く設置されており、松戸中央、南花島など8箇所に防火水槽、旭ヶ丘第3に貯水槽が設置されています。

● コミュニティ機能

（地域での活用）

松戸中央公園と新松戸中央公園では恒例の松戸まつりが開催され、新松戸中央公園ではフリーマーケットも定期的に行われるなど地域コミュニティの拠点としての利用もされています。

また、旭ヶ丘第3公園、栄町第一公園、小金原公園、新松戸中央公園、東松戸公園、六実中央公園では町会の防災訓練やお祭り、保育所・幼稚園の運動会、小学校のマラソン大会等が行われるなど地域のコミュニティ拠点として利用されています。

（スポーツ利用）

旭ヶ丘第3公園、南花島公園、新松戸中央公園、東松戸中央公園、六実中央公園ではほぼ毎週子どもたちのドッジボールなど、ボール遊びの場として利用されています。小金原公園、六実中央公園では広いグラウンドを利用して野球も行われています。



また、多くの公園がグラウンドゴルフ場としてほぼ毎週定期的に利用されています。しかし、少子高齢化の進行などによる利用形態の多様化によって、公園利用者間のトラブルや公園自体が現在のニーズにそぐわないなどの問題が生じています。

(市民による運営・管理)

旭ヶ丘第3公園、六実中央公園では花壇が設置され、周辺住民によって管理されています。

また、市内の公園を地元の町会、子供会育成会、及び老人会等と管理協定を締結し、公園愛護の育成、地域のコミュニティ活動の推進及び地域の美観の向上を図るため、報償による公園清掃を行っています。

(平成25年3月31日現在 110団体 109公園)



各地域公園等の項目別の現況状況は以下のとおりです。

表3 地域公園等の課題一覧

公園名	開設年度	遊具	工作物	植栽	死角・見通し	動線	バリアフリー			防災	コミュニティ
							出入口	園路	その他		
松戸中央公園	S41.3	A	B-	△	△	△	△	△	×	△	○ 地域イベント、スポーツ利用あり
柿ノ木台公園	S51.3 H11.10	A	B-	○	×	×	×	×	△	△	×
南花島公園	S44.2	A	B-	△	○	○	×	△	×	×	△ スポーツ利用あり
旭ヶ丘第3公園	S49.10	A	B+	△	△	○	△	△	×	△	◎ 地域イベント、スポーツ利用、緑化活動あり
古ヶ崎第2公園	H5.3	A	B+	△	△	○	○	○	×	×	△ 利用者は多いが、地域活動なし
栄町第1公園	S58.3	A	C	△	○	○	△	△	×	△	○ 地域イベント、スポーツ利用あり
新松戸中央公園	S52.5	B+	B-	△	△	△	○	○	△	△	○ 地域イベント、スポーツ利用あり
小金公園	S37.10	B+	C	○	×	△	○	×	×	×	△ 親子での利用は多いが、地域活動なし
浅間公園	S51.3	A	B+	△	×	△	△	○	×	△	△ 子供の利用は多いが、地域活動なし
とのやま公園	S40.12	A	B-	○	△	○	○	△	×	○	△ スポーツ利用あり
八ヶ崎公園	S60.9	A	B-	△	×	△	△	△	×	△	×
小金原公園	S46.6	B-	B+	○	△	△	○	×	△	△	◎ 地域イベント、スポーツ利用多数あり
金ヶ作公園	S37.8	B+	C	○	△	○	○	○	×	○	×
六実中央公園	S53.3	A	B+	△	×	△	○	△	△	○	◎ 地域イベント、スポーツ利用、緑化活動あり
東松戸中央公園	H21.6	A	A	△	○	○	○	○	○	×	○ 地域イベント、スポーツ利用あり

A（健全）・B+（部分的に劣化、修繕不要）・B-（部分的に劣化、修繕必要）・C（劣化、修繕必要）

◎（非常に良好）・○（良好）・△（一部改善が必要）・×（改善が必要）

3 課題の整理

現況調査を踏まえた公園再整備にあたっての課題を以下に示します。

● 安全・安心への配慮

(施設)

- ・対象公園の多くは、整備後30年以上が経過しており、遊具や工作物の劣化が著しい状態です。また、見通しの悪い場所や死角のある公園も見られ、施設を更新することにより、安全・安心な利用環境を作っていくことが必要です。
- ・出来るだけライフサイクルコストを抑えるため、計画的な維持管理が必要です。

(植栽)

- ・公園の緑は生物の生息環境の形成、ヒートアイランド現象の緩和など、都市の環境改善に重要な役割を担っています。高齢化している植栽については更新を図るなどし、快適な緑の空間を作っていくことが必要です。
- ・植栽を更新する際には、維持・管理面にも配慮しつつ、四季の移ろいを感じられる樹種の選定が必要です。

● バリアフリーへの対応

- ・出入口の有効幅員や園路勾配、水飲み場など「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」の基準に適合していない施設が多く見られます。高齢者や障害者など、誰もが利用しやすい公園とするため、「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」を踏まえた整備を行っていくことが必要です。

● 防災機能の充実

- ・多くの公園が地域の防災活動拠点として位置付けられており、一時的な避難場所としての防災機能の充実を図る必要があります。また、災害時の利用だけでなく、平常時から防災訓練等の場所として利用してもらうなど、地域の防災活動拠点として機能性を向上させていくことが必要です。

● 地域コミュニティでの公園利用

- ・地域のお祭りや運動会、イベントが行われるなど公園を地域コミュニティの場として利用している地域もあり、今後さらに地域交流の場として活用されるような取組が必要です。そのためには、公園再整備の機会をきっかけとし、新たな市民参加を生み出す仕組みづくりが必要です。
- ・地域公園等をより良い公園としていくため、地域と連携した公園の運営・管理が必要です。協働による公園再整備を通じ、現在行われている花壇づくりなどの取組をさらに推進していくことが必要です。
- ・地域公園等の特性に合わせ、地域住民だけではなく教育機関や商店街、ボランティア

ア等と連携した活動に発展させていくことも検討することが必要です。

● 特色ある公園づくり

- ・対象公園は優れた自然環境や歴史的遺産等の資源を有する公園など、貴重な資源・特色を持っています。これらの特色をうまく活かし、多様化するニーズに対応した公園への再整備が必要です。

Ⅲ 公園再整備ガイドライン

- 1 公園再整備の考え方
- 2 公園再整備の進め方
- 3 全体指針と具体方策

Ⅲ 公園再整備ガイドライン

1 公園再整備の考え方

(1) 地域公園のあり方

都市における公園緑地は、以下のような役割を担っています。

- ① 環境保全 人と自然が共生する都市環境の形成に寄与
- ② 景観形成 生物の多様性を育み、四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成
- ③ 防災 災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防災性、安全性の確保に寄与
- ④ レクリエーション 都市住民の多様な余暇活動や健康増進活動を支える場を提供

地域公園は、このような本来の公園の役割を果たしながら、多様化するニーズに対応していく必要があります。

そのために、地域住民や利用者のニーズを把握しながら、レクリエーション機能をさらに充実させ、安心・安全に配慮しながらバリアフリー化を進めることで幅広い年齢層の市民が快適に利用できるようにします。

また、コミュニティの育成のための拠点や防災の拠点としていくなど、地域コミュニティの形成に寄与する場所としていきます。

再整備をきっかけとして、公園を地域や利用者で守り育てていけるよう、住民参加による公園の運営・管理についても推進することで、地域に愛され地域とともに成長していく公園を目指します。

(2) 公園再整備の基本理念・基本方針

公園再整備の基本理念・基本方針を以下のように設定します。

【基本理念】

地域に愛され、地域とともに成長する公園

1 地域特性を生かし、街とつながった魅力ある公園

対象公園には松戸市内の核となる特色ある公園を選定しています。地域特性を生かし、地域や利用者のニーズを踏まえながら多くの人が集まる新たな魅力ある公園を目指します。また、地域コミュニティの拠点として街との関係性を高めながら、人と地域をつなげ、地域とともに成長していけるよう、計画段階からみどりの市民力を活用した住民参加の体制を構築します。

2 誰もが快適に安心して利用できる公園

老朽化した施設や生育状況の悪い樹木、見通しを妨げている植栽などを適切に更新し、ユニバーサルデザインを進めることで、子供からお年寄りまで誰もが安心して快適に利用できる公園を目指します。

3 自然とふれあい、くつろげる地域の憩い空間

公園の重要な役割の一つである「やすらぎやくつろぎの場」として地域の人が集まり憩える空間となるよう、自然環境を保全します。そのために適切な樹木管理を行うなどし、心地よい緑空間を作り上げます。

4 地域防災力を向上させる公園

近年、公園は火災の延焼防止、災害時の一時避難所、復旧・復興拠点としての役割が高まっています。また、災害時における防災機能の充実だけではなく、平常時から地域の防災活動の拠点として利用されるような公園づくり、施設選定を行い、地域の防災力向上に役立つ公園を目指します。



2 公園再整備の進め方

公園の再整備は以下の流れで進めます。

対象となる公園の現況や利用状況を調査し、近隣住民や公園利用者に参加してもらい公園のプランを作成するためのワークショップを全4回程度実施します。

ワークショップでは設計・施工段階、さらに公園完成後の住民参加のあり方についても話し合い、継続的に地域が関わるような仕組みを検討します。

また、ワークショップに参加していない人の意見も計画に反映させるため、近隣住民への事前アンケートや公園利用者からの意見募集などの方法を検討します。



図5 公園再整備ガイドラインにもとづいた公園再整備事業の流れ

3 全体指針と具体方策

【計画の体系】

基本理念	基本方針		全体指針	具体方策
地域に愛され、地域とともに成長する公園	<p>地域特性を生かし、街とつながった魅力ある公園</p> <p>地域特性を生かし、地域や利用者のニーズを踏まえながら多くの人が集まる新たな魅力ある公園を目指します。また、地域コミュニティの拠点として街との関係性を高めながら、人と地域をつなげ、地域とともに成長していけるよう、計画段階からみどりの市民力を活用した住民参加の体制を構築します。</p>		1. 地域コミュニティでの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の維持管理・運営の充実 ●コミュニティの育成に資する公園化 ●民間事業者との協調
			2. 地域特性に応じた整備	<ul style="list-style-type: none"> ●多様なニーズに対応した公園づくり ●高齢化社会への対応 ●歴史的・文化的資源を活用した公園づくり ●地域特性を活かした整備
	<p>誰もが快適に安心して利用できる公園</p> <p>老朽化した施設や生育状況の悪い樹木、見通しを妨げている植栽などを適切に更新し、ユニバーサルデザインを進めることで、子供からお年寄りまで誰もが安心して快適に利用できる公園を目指します。</p>		1. 施設の更新	<ul style="list-style-type: none"> ●施設点検の充実 ●地域住民による見守り
			2. 植栽の更新	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な植栽管理 ●美しい緑の保持 ●公園特性を踏まえた植栽管理 ●緑のリサイクル
			3. バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園のユニバーサルデザイン (出入口、園路、階段、階段の手すり、スロープ、案内板、ベンチ・野外卓、水飲み器、視覚障害者誘導ブロック、視覚障害者音声ガイド等)
			4. 安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●「人の目」の確保 ●見通しの確保 ●照度の確保 ●遊具の安全確保 ●隣地の防災対策 ●親しまれる公園づくり
			5. 自然環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境に配慮した公園化 ●生物生息生育環境の質の向上 ●地域の生活・文化を伝える自然環境の再生 ●多様な主体の参画
	<p>地域防災力を向上させる公園</p> <p>近年、公園は火災の延焼防止、災害時の一時避難所、復旧・復興拠点としての役割が高まっています。また、災害時における防災機能の充実だけでなく、平常時から地域の防災活動の拠点として利用されるような公園づくり、施設選定を行い、地域の防災力向上に役立つ公園を目指します。</p>		1. 地域防災活動の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●防災機能の向上 (避難入口、外周、防災植栽、かまどベンチ、災害対応トイレなど)

(1) 地域コミュニティでの活用

【全体指針】

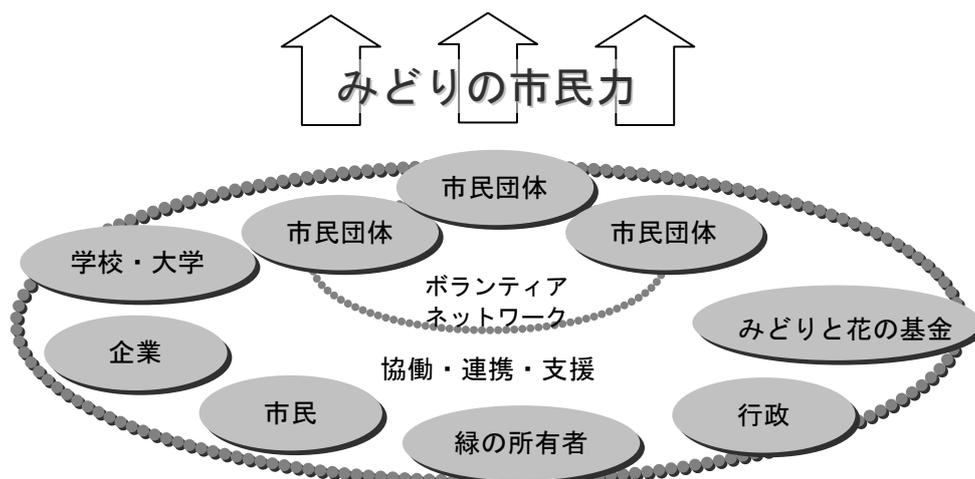
公園は地域の貴重な緑の資源です。公園をより魅力あるものとし、地域のコミュニティの舞台となるよう活用していくことが重要である。

地域の公園づくりにおいては、地域の住民を中心とした、市民ボランティア、地域住民、学校・大学、企業との協力関係に基づくみどりの市民力によって推進していく。

【具体方策】

● 公園の維持管理・運営の充実

- ・公園は、地域にあって貴重な緑の資源です。今後は、新たな公園を整備することだけでなく、これまで整備してきた公園をより魅力あるものとし、また地域のコミュニティの舞台となるよう活用していくことが重要となります。
- ・そこで、市民のニーズを把握しながら、既存の公園の魅力の向上に向けた維持管理・利用・運営の充実を図るとともに、既存の街区公園を中心として開設からある程度の年数が経過し、周辺住民のニーズにあわなくなった公園の全面的なリフレッシュに努めます。
- ・魅力ある公園づくりにあたっては、子どもたちの遊び場として安心・安全な公園づくり、バリアフリー化された人に優しい公園づくり、一時避難地としての安全性を高める公園づくりなどを基本に、みどりの市民力を活用します。
- ・また、身近な緑について一定水準の緑の維持管理がなされるよう、管理水準の向上を目指します。



■ 樹林地の保全におけるみどりの市民力の概念

(出典：松戸市緑の基本計画 P.26)

● コミュニティの育成に資する公園づくり

- ・高齢者福祉、環境保全、子育て支援といった活動の場として公園が活用され、地域コミュニティ、NPO、企業、ボランティア、行政の協働により公園の運営・管理を行うことが重要です。
- ・そのために近隣コミュニティのイベントや活動に使用できる多目的な広場などの整備に努めます。

● 民間事業者との協調

- ・民間の活力、ノウハウを活かした公園施設の整備や管理など、新しい取り組みに努めます。

活用されている制度

指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2）

- 公の施設の管理を民間事業者等に行わせることができる制度であり、都市公園においても、公園全体の包括的管理等に活用されている。
- 全国の都市公園の約 10%にあたる 9,000 箇所以上の公園で導入され、そのうち約 28%にあたる 2,600 箇所以上の公園で民間事業者等が指定管理者となっている。

設置管理許可制度（都市公園法第 5 条）

- 公園管理者以外の者が、公園施設を設置又は管理することができる制度であり、民間事業者による飲食店・売店等の便益施設の設置及び管理にも活用されている。

PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する（PFI 法））

- 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための制度であり、都市公園においても一定の収益性のある公園施設において活用されている。
- 全国では、10 公園*で事業中であり、1 公園で事業実施に向けた手続き中である。

※湘南海岸公園（神奈川県）、長井海の手公園（横須賀市）、観音崎公園（鹿児島県指宿市）、尾崎の森中央緑地（兵庫県）、噴火湾パノラマパーク（北海道）、錦糸公園（東京都墨田区）、新鴨池公園（鹿児島県鹿児島市）、二ツ橋公園（神奈川県横浜市）、布引公園（兵庫県神戸市）、なくわし公園（埼玉県川越市）、まほろば健康パーク（奈良県）

(2) 地域特性に応じた整備

【全体指針】

優れた自然資源や歴史的遺産等の資源を有する公園や、特色のある公園は、その資源・特色がますます活かされるよう、みどりの市民力を活用した公園づくりに努める。

また、少子高齢化やライフスタイルの多様化に即した公園づくりなど、地域の状況・要望に応じた公園を検討していく。

【具体方策】

● 多様なニーズに対応した公園づくり

- ・平成 19 年の都市公園利用実態調査における公園に期待する役割は「子どもの遊び空間」、「やすらぎやくつろぎの場」、「快適で美しいまちづくりの拠点」、「花やきれいな景色を楽しめる場」、「運動、スポーツ、健康づくりの場」が上位5位と、公園に対するニーズは多様であり、地域の状況や住民の要望に応じた整備内容を検討することが重要です。

● 高齢化社会への対応

- ・公園は緑に囲まれた環境の中で、年齢・体力に関わらず、手軽に運動を楽しむことができる場である。様々な運動の機会を効率よく提供し、日常の健康づくりのための健康運動施設の整備を検討します。

● 歴史的・文化的資源を活用した公園づくり

- ・地域のシンボルまたはランドマークになる歴史的・文化的資源や地形・地物への重要な視点場からの眺望形成に配慮した措置を講じることが重要です。

● 地域特性を活かした整備

- ・各地域の対象公園の特性と再整備方針を以下に示します。

①松戸地域

【緑の現況】

- ・松戸駅を中心とした市内で最も大きな商業地を持つ地域
- ・半数以上の公園が30年以上前に整備された地域
- ・地域内の一部で公園が不足
- ・市外から訪れる人が最も多い地域であるため、松戸市の顔としてふさわしい緑化による、美しい街並みづくりが必要な地域

【再整備方針】

○松戸中央公園

- ・松戸駅や市内で最も大きな商業地から近いといった利点を活かし、松戸市の顔となるよう幅広い世代が楽しめる空間を作り出すため、施設の老朽化を改善し、バリアフリー化を行う。
- ・使われていないスペースを活用し、商店街や学校等と連携したイベントの実施など地域活動の中心となるような運営・管理を検討する。

②矢切地域

【緑の現況】

- ・松戸市の代表的な樹林地である、矢切の斜面林や浅間神社の樹林がある
- ・半数以上の公園が30年以上前に整備された地域
- ・地域内の一部で公園が不足
- ・地域の貴重な斜面林や農地などの良好な環境を保全していくことが必要な地域

【再整備方針】

○柿ノ木台公園

- ・高低差があるため、できる限りバリアフリーに対応し、利用しやすい環境を作り出す。
- ・周辺は住宅地であるが、地域であまり利用されておらず、高低差のある多目的自然エリアの特色を活かした再整備を行い、地域での利用を促進する。

③明地域

【緑の現況】

- ・まとまった斜面林が見られる地域
- ・道路などの基盤整備が行き届いた住宅地や工業地が見られる一方、一部で緑に関する整備が不足している地域もある
- ・半数以上の公園が30年以上前に整備された地域
- ・地域内の一部で公園が不足

【再整備方針】

○南花島公園

- ・現在地域での利用はスポーツ利用のみという状況であるので、みどりの市民力を活用した緑の地域活動の促進を図る。

○旭ヶ丘第3公園

- ・地域イベントの開催やスポーツでの利用が盛んに行われるなど、大きめの広場を活用した利用が行われており、これらの素地を活かし、地域コミュニティや防災の拠点としてより利用できるような施設整備を行う。

④古ヶ崎地域

【緑の現況】

- ・豊かな水辺環境を持つ生産緑地などの多い地域で、積極的な緑化が行われている
- ・農地の宅地化が進み、公園や道路などの整備が不足している地域もある
- ・特に公園が不足している地域
- ・地域内の基盤の整備とあわせて、魅力やゆとりある住宅地をつくるための緑化が必要とされている

【再整備方針】

○古ヶ崎第2公園

- ・周辺に住宅が多いが、公園が不足している地域ということもあり、平日昼間の利用者が多く、主に子供が遊べる空間づくりを目指しつつ、みどりの市民力を活用した商業地・住宅地が一体となった花の地域づくりを進める。

○栄町第1公園

- ・比較的地域で利用されており、植栽を更新するなど良好な緑の空間づくりを進めることにより、地域の憩いの場として整備していく。

⑤新松戸地域

【緑の現況】

- ・公園や街路樹などがよく整備された中高層の住宅地が中心の地域
- ・新松戸駅を中心とした良好な生活の場のイメージを持った地域
- ・中高層の住宅地を中心とした住民による緑化が盛んな地域

【再整備方針】

○新松戸中央公園

- ・バリアフリーにも対応しており、地域での活用度も高いことから、良好な生活の場を持った地域のイメージを大切にしつつ、地域の拠点となるように、にぎわいを演出する緑化を推進する。

⑥小金地域

【緑の現況】

- ・複雑な地形を持ち、自然とまちが織りなす景観を見ることができる地域
- ・地域内の一部で公園が不足
- ・豊富な歴史的遺産等の資源を活かした公園緑地の確保が必要とされている

【再整備方針】

○小金公園

- ・施設が全体的に老朽化し、また地形条件からバリアフリーへの対応が困難であるが、それらの問題点をできる限り改善し、良好な緑を活かした整備を促進する。

○浅間公園

- ・子供の利用が多いので、現在問題となっている見通しの悪さや死角を解消し、子どもたちが安心・安全に遊べる空間として整備する。

⑦馬橋地域

【緑の現況】

- ・公園や街路樹がよく整備された台形上部の住宅地と、旧水戸街道や起伏に富んだ地形に沿って形成された従来からの住宅地が見られる
- ・地域内の一部で公園が不足
- ・積極的な緑化の推進が必要とされている

【再整備方針】

○とのやま公園

- ・施設整備状況は、良好で大きな広場でグランドゴルフなどが行われており、高齢化に対応した施設の利用方法を検討していく。

○八ヶ崎公園

- ・バリアフリー対応、見通し・死角の解消など現在の問題点をまず改善し、地域と連携しながら積極的な緑化を推進する。

⑧小金原地域

【緑の現況】

- ・小金原公園周辺が地域住民の生活の中心となっている
- ・公園は半数以上が30年以上前に整備されたもの
- ・ほぼ全域が住宅地のため、緑の量は他の地域と比較して少ない
- ・高齢化率が28%と最も高く、高齢化が進んでいる地域
- ・地域内の公園や広場はほぼ充足しているため、今後もこれらを維持し魅力的な空間にしていく必要がある
- ・緑の充足度の高いまちなので、緑の管理や緑化に対してみどりの市民力を活かした住民が参加できる体制づくりが求められている

【再整備方針】

○小金原公園

- ・公園周辺が地域住民の生活の場となっており、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に利用されている状況を維持し、住民の公園に対する満足度をもち続けてもらうために、地域による維持管理や緑の活動の体制づくりを図る。

⑨常盤平地域

【緑の現況】

- ・公園や街路樹がよく整備された住宅地やさくら通りやけやき通りなど日本を代表する景観を形成する街路がある地域
- ・公園は半数以上が40年以上前に整備されたもの
- ・緑の充足度の高いまちなので、緑の管理や緑化に対してみどりの市民力を活かした住民が参加できる体制づくりが求められている
- ・公園などの豊富な緑の資源を有効に活用していくため街路樹などによる回廊づくりを進めることが求められている

【再整備方針】

○金ヶ作公園

- ・周辺に良好な街路樹があり、みどりの市民力による緑化活動も盛んな緑の充足度の高い地域であることから、地域による公園の植栽管理を推進するなど、より緑豊かなまちとしていくため、周辺と連携した緑づくりを目指す。

⑩六実地域

【緑の現況】

- ・緑に関する整備が不足している地域があるなど、特に公園が不足している地域

【再整備方針】

○六実中央公園

- ・地域全体では公園や緑が不足しているが、地域活動が活発に行われている地域なので、公園が地域の緑化の拠点となるよう積極的な緑化活動を推進する。

⑪東部地域

【緑の現況】

- ・農地や樹林・八柱霊園などの最大の緑の量を持つ地域
- ・特に公園が不足している地域

【再整備方針】

○東松戸中央公園

- ・平成21年に開園した公園で、特に整備上の問題点はなく、地域のイベント等も開催されるなど地域での利用も進んでおり、今後は利用状況を踏まえ改善を行い、みどりの市民力による運営・維持管理を図る。

(3) 施設の更新

利用者が快適に安心して公園を利用できるように、標準使用期間を超えた老朽した遊具や施設を更新していく必要があります。

【全体指針】

利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、適切な施設点検のもとに、劣化損傷を予測し、計画的な修繕・改修を行うことにより、施設の適正化を図る。

●施設点検の充実

計画的に施設点検を行い、状況に応じて点検サイクルを短縮するなどの措置が必要です。

●地域住民による見守り

施設の劣化状況の把握は、市の点検はもとより、公園利用者が目視により現状を判断するなど、日頃より地域住民により見守っていくことが重要です。

(4) 植栽の更新

公園の樹木は年月とともに、大木に生長し、緑陰を形成し、美観を高め、季節の変化を来園者に感じさせるなど、様々な効果・機能を発揮している。また、CO₂の吸収源、生物の生息空間の形成、ヒートアイランド現象の緩和作用など、都市の環境改善に重要な機能を担っています。

しかしながら、財政上の制約等から、植物管理が十分に行きとどかない都市公園も多く、樹木の生育環境の悪化による景観の質の低下、生育不良による倒木などの危険、病害虫の発生や、樹木が鬱蒼となることによる防犯面での安全性の低下などの問題が顕在化しています。

【全体指針】

緑の管理水準の向上を図るとともに、緑の特性に応じた効率的な剪定など樹木の管理方法や管理時期について管理計画やマニュアルの作成を行う。また、公園再整備にあわせ、大きく成長しすぎた樹木や老齢化している植栽などに手を加えるなど、植栽の適正化を図る。

【具体方策】

● 適正な植栽管理

植栽は利用者の安全に配慮し、良好な景観や生物生息空間を形成するように適正に管理します。植栽管理の視点と管理目標を以下に整理します。

視 点	課 題	管理目標
倒木や落枝などのリスク低減	<ul style="list-style-type: none"> 落枝や倒木により利用者への危険性の増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な維持保全により倒木などのリスクを低減し利用者への危険が無いよう定期的な管理を行う。
防犯性	<ul style="list-style-type: none"> トイレ脇や駐車場、公園出入口の鬱蒼とした植栽により、防犯上の安全性が低下。 	<ul style="list-style-type: none"> 植物による死角が生じないよう視認性を確保する。
利用者の満足	<ul style="list-style-type: none"> 公園は、利用者に使われるために設置するものであり、植物の枯損は、利用者の満足度を低下させ来園意欲を損なう。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全性、清潔性など、利用者が満足できる空間を維持・創出する。
景観・空間デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 植物の生長を想定した設計が行われている場合や密度管理が必要な場合など、適正な管理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な植栽管理による良好な景観形成、空間デザインという意識を持った管理を行う。
CO ₂ の吸収源	<ul style="list-style-type: none"> 植物が健全に生長していない場合、CO₂の吸収固定作用が低下。 	<ul style="list-style-type: none"> CO₂の吸収固定効果を最大限発揮させるよう、特に生長期にある樹齢の若い植物が健全に生長しているか配慮する。
生物生息空間	<ul style="list-style-type: none"> 生物生育環境として必要な規模、連続性や多様性が失われた場合、生息できる生物種や数が減少。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境特性や生物相、貴重種の状況などを踏まえ、エコロジカルネットワークの形成に配慮した管理を行う。

(出典：公園施設長寿命化計画策定指針(案) P.61)

● 美しい緑の保持

美しい緑を保持するためには、適切な剪定が必要になります。

《剪定の目的》

- 樹勢を美しく保つ
- 目的に合った形に整える
- 発芽を促進し、花付き、実付きをよくする
- 風による倒伏や枝折れを防止する
- 採光・通風をよくし病虫害を未然に防ぐ
- 老木の若返りを図る

《剪定時期》

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
アジサイ							■	■				
イチョウ		■	■									
イヌツゲ			■	■	■	■	■	■	■			
ウメ	■	■										■
カイツカカイブキ										■	■	■
カイドウ	■	■	■									■
カエデ類	■	■								■	■	■
カシ類						■	■				■	■
カナメモチ		■	■				■	■				■
キョウチクトウ			■	■								
クチナシ						■	■					
コデマリ						■	■					
コブシ				■	■							
サクラ	■	■	■									■
シャリンバイ						■	■					
ジンチョウゲ				■	■							
スギ	■	■	■				■	■			■	■
ツツジ					■	■						
ツバキ				■	■							
ハナミズキ	■	■	■									■
ヒバ類				■	■	■	■	■	■	■		
マサキ			■	■	■		■	■		■	■	
マツ類	■	■	■			■		■	■	■	■	■
ムクゲ		■	■									
モクセイ			■							■	■	■
モクレン	■	■	■		■	■				■	■	■
モチノキ			■	■	■							
モッコク						■	■	■			■	■
ヤマモモ				■	■						■	■

(出典：わかりやすい 造園実務ポケットブック P.92)

《剪定方法》

- ・頂枝はひとつとし、上用芽や幹吹き、病害虫にあった枝葉や不必要な枝は剪定し樹勢を整える
- ・幹の1箇所から多方向に伸びる対生枝や、幹の同じ高さから対称に伸びる車枝を剪定し、互生に形よく整える
- ・強い枝は短く、弱い枝は長く、を原則に形を整える
- ・不自然に天に向かって伸びる立枝や逆に下に向かって伸びる下枝、同一方向に重なって伸びる枝は剪定する
- ・全体として枝が片方向に向いてしまわないように注意する
- ・毎年同位置で切らない

● 公園特性を踏まえた植栽管理

一般的な公園の植栽については、剪定や間伐、病害虫の防除などの保全的な管理を中心に検討します。その他、日本庭園の植栽のように庭園景観の構成要素として樹姿を計画的に管理したり、ビオトープなど自然植生に近づけるため粗放的な管理とするものなど、公園特性を踏まえた適切な管理を行う必要があります。

また、外来種の駆除や生物多様性の確保を考慮することや、生育不良等の対応として、土壌改良などの対策を検討します。

● 緑のリサイクル

管理や清掃などにより生じた剪定枝や落ち葉などは、チップ化や堆肥化してリサイクルし、公園の緑や広場の管理などに使用できるか検討します。

なお、既存植樹の更新にあたっては、生育状況や費用などを考慮し、総合的に保存、移植の必要性を検討する必要があります。

(5) バリアフリー化

都市公園は、幅広い年齢層の不特定多数の人が利用する施設であり、安全に快適に利用できる環境条件の整備が不可欠です。平成 18 年 12 月から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、都市公園についても初めて法的拘束力を持つバリアフリー化が実施されることになりました。

【全体指針】

平成 24 年 12 月に施行された「松戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の基準を順守し、「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」にも配慮しながら、都市公園のユニバーサルデザインを進め、全ての利用者にとって快適で安全な公園を実現する。

都市公園のユニバーサルデザイン※ 全体イメージ

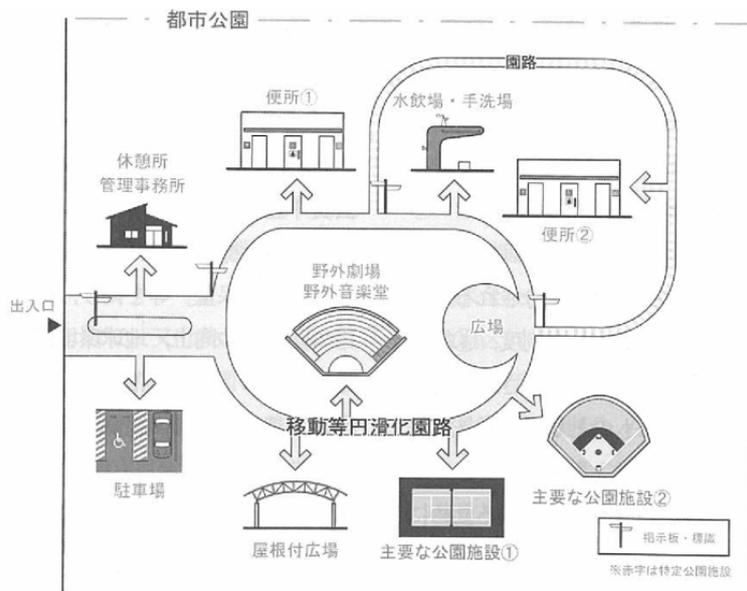


図 6 都市公園における公園施設の移動等円滑化のイメージ

(出典：公園緑地マニュアル P. 39)

※年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

ユニバーサルデザインによる「みんなのための公園づくり」基本方針

- 利用者の視点に立った多様なニーズに対応する公園づくり
- 多様性のある、みんなが利用できる公園づくり
- スパイラルアップに基づく、進歩し続ける公園づくり
- レクリエーションプログラム等の整備とホスピタリティのある公園づくり
- 地域が運営参加するとともにモラルアップが実現する公園づくり
- 的確な情報提供や他の公共施設等と連携の取れた公園づくり

出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

【具体方策】

- 支障のない出入口の確保と、個別の整備のみならず園内の連続した利用を可能とするよう、配慮する。
- 非常に長い傾斜のある園路については、より緩やかな傾斜とするよう配慮する。
- 案内・誘導の設備や公園に設置する遊具等については、可能な限り障害特性や安全面に配慮されたものを設置する。
- 付帯する便所については、公衆便所という性格や野外に設置されることから、整備の充実に努めるとともに、衛生面を含めた維持・管理に努め、公園の性格によっては、乳幼児づれのための授乳コーナーやベビーベッドの設置等を行う。

表4 公園・緑地に関する整備項目適用基準

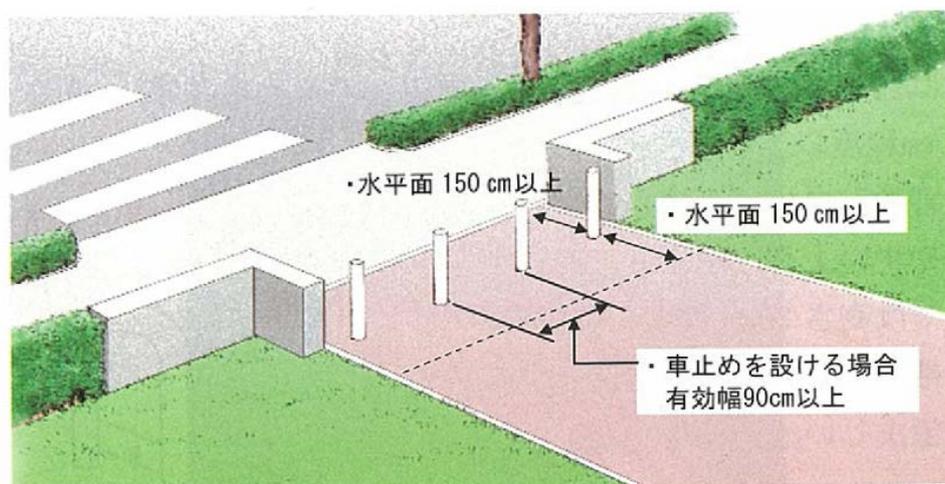
整備項目 公園等区分		移 動				施 設 設 備						誘 導		対象施設等	
		出入口	園路・排水溝	階段	階段の手すり	スロープ	便所	案内板	駐車場	ベンチ	野外卓	水飲み器	ブロック		音声等
街区基幹公園	街区公園	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎		◎	○	◎	○	○	誘致距離250m 標準 0.25ha
	近隣公園	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	○	○	標準 2ha 松戸中央公園等
	地区公園	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	○	○	標準 4ha 金ヶ作公園
都市緑地		○	○	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	河川敷緑地	
都市基幹公園	総合公園	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	21世紀と緑と 広場	
	運動公園	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	松戸運動公園	
特 殊	歴史公園等	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	○	○	戸定ヶ丘歴史 公園等	
その他の公園、緑道		○	○	○	○	○	◎		◎	○	◎	○	○	坂川親水公園等 の河川用地	
こどもの遊び場		○					○								

◎：整備すべきもの

○：公園の環境、周辺の状況に応じて整備すべきもの

● 出入口

- 幅は、120cm以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。
- 車止めを設ける場合は、車止めの間隔は、90cm以上とする。
- 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保する。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- 下記に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- 地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む）を併設する。
- すりつけこう配は、なるべく1/12（約8%）以下とし、むずかしい場合もなるべく緩やかなこう配にする。
（可能な場合は1/20（5%）以下が望ましい。）
- 表面は、滑りにくい仕上げとする。



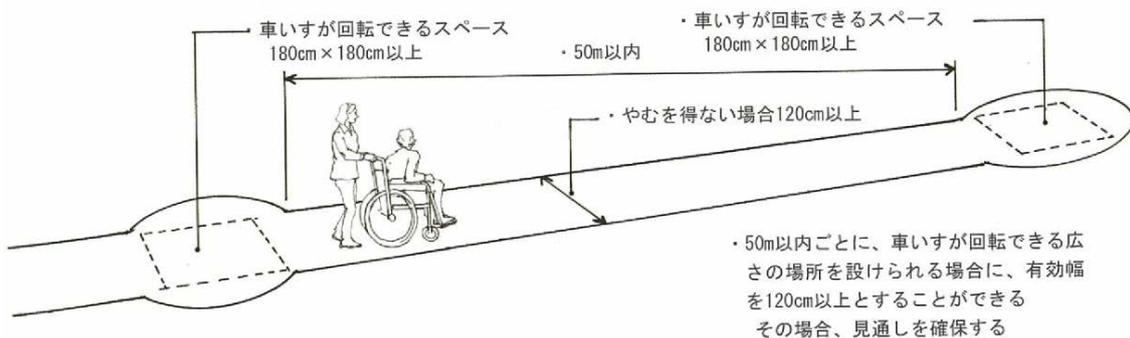
（出典：みんなのための公園づくり P.95）

● 園路

- 幅は 180cm 以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

【ガイドライン】

車いす使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180cm×180cm 以上の広さを確保する。



(出典：みんなのための公園づくり P.99)

- ・ 下記に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ・ 地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。
 - ・ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
 - ・ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。
 - ・ スロープが連続する場合は、適宜 150cm 以上の水平部分を設ける。
 - ・ すりつけこう配は、1/12 (約 8%) 以下とする。(高低差 75cm 以下の場合、緩和こう配を用いることができる。)
- (可能な限りすりつけこう配は、1/20 (5%) 以下が望ましい)
- ・ 必要に応じて手すりを設ける。
 - ・ 主たる舗装園路の要所に視覚障害者誘導ブロックを敷設する。
 - ・ 園路を横断する排水溝には、溝ふたを設ける。
 - ・ 排水溝のふたは、園路と同一レベルにし、車いすのキャスターやつえ等が落ち込まないようにする。

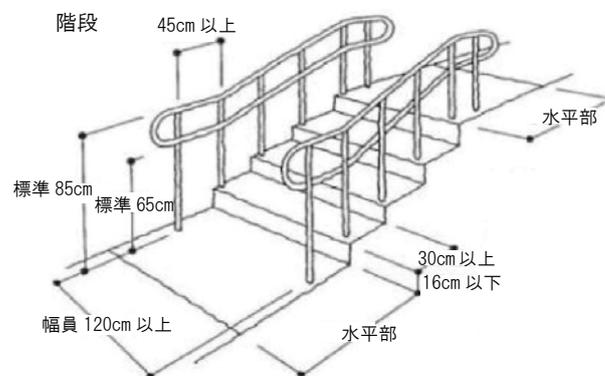
● 階段

- 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。
- 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- 路面は滑りにくい仕上げがなされたものとする。
- 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとする。
- 階段の両側に、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- けあげは 16cm 以下、路面は 30cm 以上、けこみは 2cm 以下とする。同一階段では、けあげ、路面寸法は一定にする。
- 踊り場は、階段の終始点及び高さ 300cm 以内ごとに設ける。

【ガイドライン】

階段の幅員は、歩行者同士が行き違いができるよう、120cm 以上とすることが望ましい。

階段の登り口、降り口及び踊り場に、長さ 120cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。踊り場は、高さ 2.5m 以下ごとに設置することが望ましい。



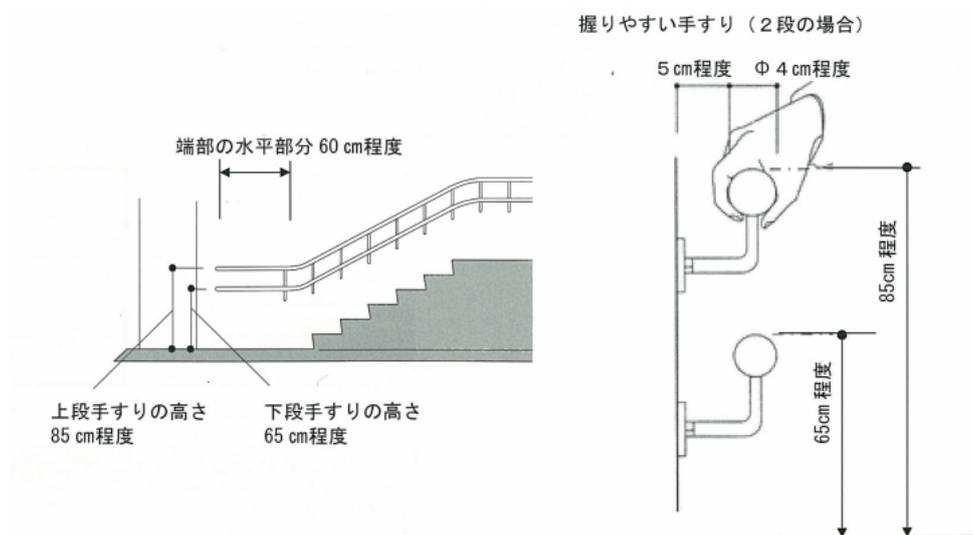
(出典：松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針 P. 84)

● 階段の手すり

- 手すりを両側に設ける。ただし、地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- 手すりと壁面との間隔は、5~6cm程度とし、手すりの下側で支持する。
- 端部は、下方又は壁面方向に曲げる。

【ガイドライン】

1段の手すりの場合、高さを75cm~85cm程度、2段式手すりの場合は上段85cm、下段65cm程度



(出典：みんなのための公園づくり P.105)

● スロープ

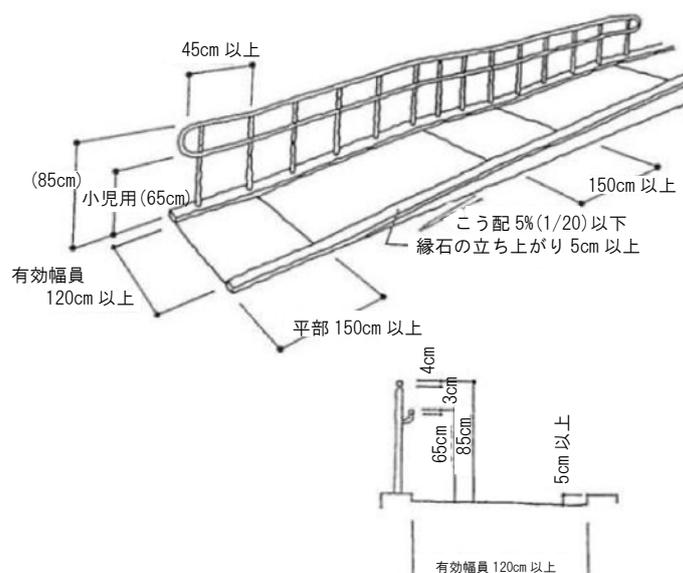
- 幅は 120cm 以上とする。ただし階段又は段に併設する場合は、90cm 以上とすることができる。
- 縦断勾配は、8% 以下とすること。
- 横断勾配は、設けないこと。
- 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 高さが 75cm を超える傾斜路にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設ける。
- 手すりを両側に設ける。ただし、地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- 傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではない。
- 排水等の路上施設は、可能な限り避けるが、やむを得ない場合は、支障とならないよう考慮する。

【ガイドライン】

車いす使用者が回転及びすれ違いを考慮し、幅 180cm 以上とすることが望ましい。

1 段の手すりとする場合、高さ 75cm～85cm 程度とする。2 段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段 85cm 程度、下段 65cm 程度とする。

傾斜路の登り口、降り口には、安全性に考慮し、150cm 程度の水平面を設けることが望ましい。



(出典：松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針 P. 86)

● 案内板

- ・園内の要所に案内板を設ける。
- ・高さ、照明及び文字の大きさは、利用者が見やすいものでなければならない。
(車いす使用者にも見やすい高さにする。)
- ・上部突出型の案内、標示板を設ける場合は、視覚障害者の通行に支障とならぬよう、建築限界をおかさない範囲で180cm以上とする。

● ベンチ・野外卓

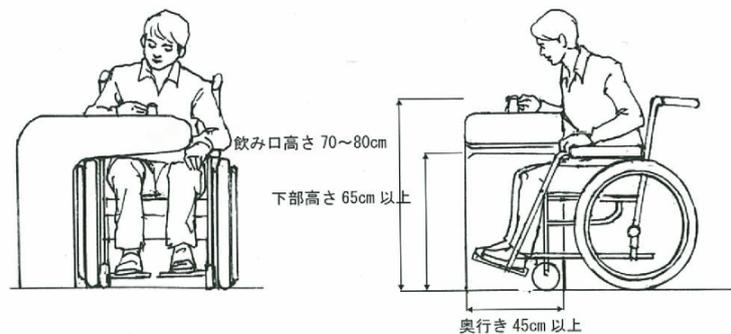
- ・野外卓は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向に150cm以上の水平部分を設ける。
それが難しい場合も、車いすが接近できる水平部分を少なくとも1箇所以上設ける。
- ・車いす使用者の使用する卓下のクリアランスは、高さ65cm程度、奥行き45cm程度とする。
- ・多くの車いす使用者が、同時に使用する場合に、車いすが卓間を移動できるよう、最低220cm以上離すことが望ましい

● 水飲み器

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。

【ガイドライン】

- 水飲場及び手洗場は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向150cm以上、幅150cm以上の水平部を設ける。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置する。
- 飲み口までの高さは、70cm～80cm程度とし、高齢者、障害者等（特に車いす使用者）が利用しやすいように下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保する。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とする。



(出典：みんなのための公園づくり P.173)

● 視覚障害者誘導ブロック

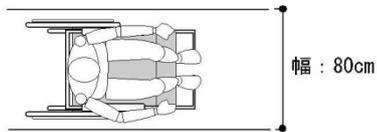
- 公園の主要な出入口及び階段の終始点には、視覚障害者誘導ブロックを敷設する。
- 表面の色彩は、他の部分の色との対比効果が十分発揮できるようにし、原則として黄色を用い状況に応じて適切なものを選択する。必要に応じ、園路に接続して設けることが望ましい。
- 材質は十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。
- 種類は、線状、点状の2種類とする。
- 視覚障害者誘導ブロックは、日本工業規格（T9521）に定められたものを使用する。

● 視覚障害者音声ガイド等

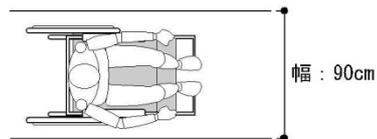
- 視覚障害者用案内を設ける。

【都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインにおける基本的な寸法】

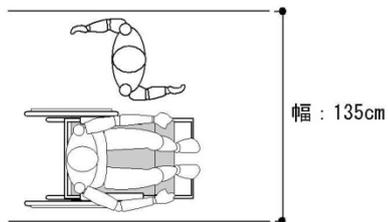
●通過に必要な最低幅



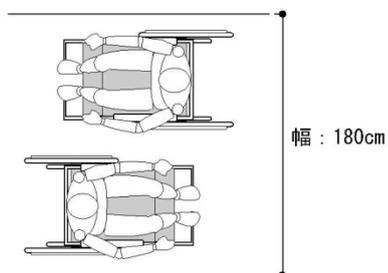
●余裕のある通過及び通行に必要な最低幅



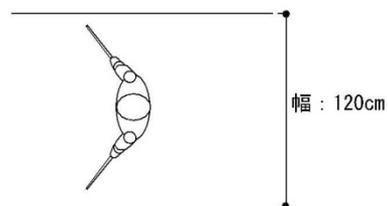
●車いすと人のすれ違いの最低幅



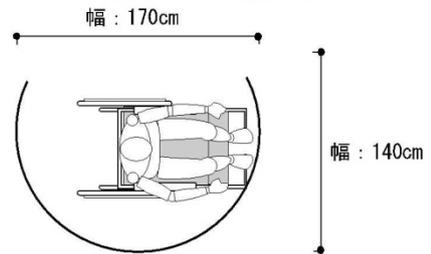
●車いすと車いすのすれ違いの最低幅



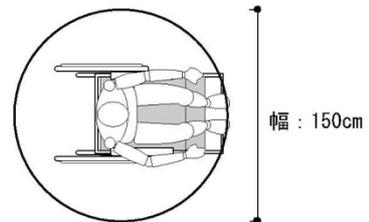
●松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



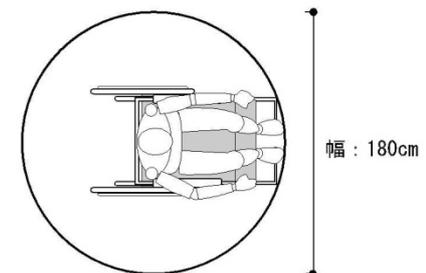
●車いすが180度転回できる最低寸法



●車いすが360度回転できる最低寸法



●電動車いすが360度回転できる最低寸法



(注意) 手動車いすの寸法：全幅70cm、全長120cmの場合（JIS規格最大寸法）

(出典：国土交通省 HP 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン)

(6) 安全性の向上

公園は都市の景観に潤いを与え、町並みに彩りを添えています。管理を怠った緑は、死角を生み出すなど犯罪の場となりうる可能性があります。都市公園においても犯罪を未然に防止するとともに公園施設（特に遊具）による事故に対してその防止に努めるため、より一層の配慮が必要とされています。

【全体指針】

松戸市では、明るさや見通しを確保するとともに、維持管理における住民参加を促進するなどし、地域の安全を向上するために公園の防犯対策を進める。

【具体方策】

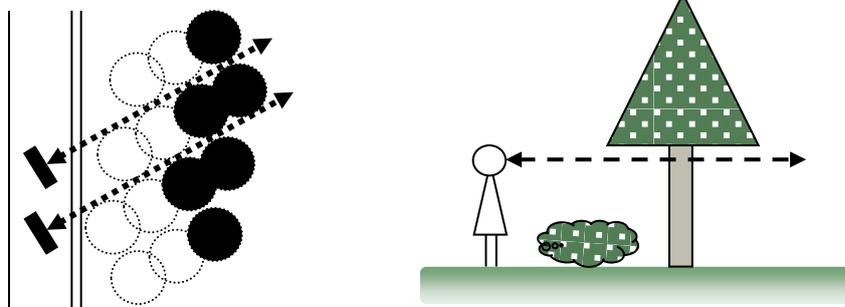
● 「人の目」の確保

- ・多くの人の目（視線）を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪防止を図ります。

● 見通しの確保

- ・公共的な空間の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹幹のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮します。
- ・植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行います。
- ・公園等の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮します。特にトイレは危険の大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、住宅等からの見通しをできる限り確保します。

植栽を斜めに平行に配置すれば、
見通しを確保できる



図● 見通しのよい街路樹・植栽の例

(出典：防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に関わる留意事項)

● 照度の確保

- 公園の種類・性格・利用形態を十分把握し、照明する場所や対象物によって日本工業規格照度基準（JIS Z9110及び9111）などを参考にします。
- 照度は光源の種類・大きさ・灯柱高・灯柱間隔などに関係しますが、公園では樹木が多いため、街路広場のように等間配置で均一な明るさを保つことは困難です。JIS照度基準によると公園の照度は主要な場所で5Lx以上（30Lxまで）、その他の場所では1Lx以上（10Lxまで）となっていますが、高齢者、障害者等が安全、安心して円滑に移動できるよう配慮する必要もあり、また、防犯上の観点から要求される照度もあり、照明する場所の性格や利用形態を十分に把握し適正な照度を検討します。

● 遊具の安全確保

- 遊具の点検は、遊具の構造を要因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行うとともに、定期的な補修などの維持管理が必要です。
- 安全点検には、初期の動作確認のために製造・施工者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検、専門技術者が行う精密点検があり、これらの安全点検を行います。
- 特に、日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行います。
- 発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施します。

● 隣地の防犯対策

- 公園は、隣接する建物への侵入経路になる場合があることから、境界部に近づきにくいように植栽を配置したり、乗り越えにくい柵を回すなど、侵入対策に留意します。

● 親しまれる公園づくり

- 身近な公園は、周辺住民に愛される魅力的な公園づくりを進めるとともに、維持管理活動などに周辺住民が積極的に参加できるように、花壇を設置したり、利用や管理について話し合う機会を設けるなど、住民参加の方法に留意します。
- 安心して子育てができるように、周囲の住民が協力をして子どもたちを見守れるような環境づくりを検討します。

(7) 自然環境への配慮

緑は、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策に貢献する二酸化炭素の吸収・固定などの環境の改善にも重要な機能を有しています。

【全体指針】

単に緑を守り増やすといった観点だけではなく、都市のあり方そのものを自然との調和という観点からとらえ、生物の生息しやすい環境の創出などきめ細やかなエコアップ ※ を推進する。

※生態的な質の標準を高めること。生物の生息できる空間づくりのため、自然地や人工地で生物のすみかや隠れ家となるような土地や材床をつくるしかけ。

【具体方策】

● 自然環境に配慮した公園化

- ・飛び石ビオトープとして、鳥類や昆虫が飛来できるように樹林や食餌植物などの植栽に努めます。
- ・照明灯においては、二酸化炭素の排出や廃棄時の有害物質（水銀）を削減するため、LED 照明の設置に努めます。

● 生物生息生育環境の質の向上

- ・生物相を単純化させることなく、生物の生息生育環境としての質を向上させ、多様な生物が生息する生態系を作り出すため、公園内の一部に小規模でもビオトープ等を整備するなど配慮します。

● 地域の生活・文化を伝える自然環境の再生

- ・都市の周辺地域においては、長い歴史の中で、人々の暮らしの営みと密接に関連した地域固有の自然的環境を保全し、人間の暮らしの営みを復活して生態系を再生することを通じて、地域の誇りや愛着を育てる場へ整備するよう努めます。

● 多様な主体の参画

- ・ビオトープ等の管理運営における市民参加を推進し、地域住民が生物の生息生育環境づくりに積極的に関わることにより、公園を住民が生きものと身近にふれあうことができる場となるよう努めます。
- ・自然の豊かさや仕組み、生物多様性保全の意義などを、安全に、より深く理解してもらうため、インターネットなどによって、公園緑地の魅力や生物に関する情報発信に努めます。

（８）地域防災活動の拠点

公園は、地域の防災機能を担う大切なオープンスペースです。震災時には一時的な避難場所、避難路、延焼防止、地域の復旧活動の場として機能します。

【全体指針】

地域防災計画と整合を図りながら地域の防災活動拠点として機能できるよう防火植栽や災害活動スペースの確保に努める。



①大規模災害時の延焼防止（阪神・淡路）



②漂流物の捕捉（東日本）



③避難路・避難地（東日本）



④避難生活の場（中越）



⑤救援活動拠点・資材置場（東日本）



⑥災害廃棄物置場（東日本）

（出典：公園緑地マニュアル P.118）

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のイメージ



（出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課HP）

【具体方策】

● 防災機能の向上

- 公園の防災力を向上するため、公園の規模や防災計画上の位置付けに合わせ対策を行います。また、平常時の公園利用を前提に施設を導入し、災害時に活用できるよう工夫し整備を行います。

表5 防災関連施設整備の考え方

防災関連施設	考え方
入口	避難や諸活動時の入口として避難者や緊急車両等に対応した幅・形状であること。
外周	緊急避難時の入口以外からの進入や外周道路等の安全性の向上に対応した形態であること。
広場	市街地火災時の安全性が確保・考慮された避難広場であり、災害時に想定される諸活動に対応できる規模・性能を持つスペース、応急避難生活や仮設住宅建設のためのスペースであること。
園路	避難や諸活動時の動線として避難者や緊急車両等の通行に対応できる園路とすること。
植栽	市街地火災時における延焼遅延や防止、避難広場等の安全確保のために植栽すること。
設置が望ましい施設	考え方
耐水性貯水槽	飲料用水、防火・消火用水、スプリンクラー散水等の様々な用途のための水を貯留。水道管直結タイプや受水槽利用タイプ、その他様々なタイプの貯水槽。便槽との兼用や雨水活用を平常時から積極的に図る「多目的地下貯水槽」等も含む。
非常用便所	災害時に必要となる様々なタイプの便所。タイプとしては、常時便所、貯水槽や汚水管との兼用タイプ、地下埋設（平常時）タイプ、ユニットやポータブルタイプ等がある。水洗式で使用する場合は洗浄水の確保も必要。
情報関連施設	①非常用放送設備 非常時における公園内の放送システム。平常時のシステムを活用することが望まれる。 ②非常用通信設備 防災行政無線の他、衛星通信やその他の無線等、あるいは電話回線、パソコン等の主として防災本部や他の防災関連施設との情報伝達に必要な設備。

設置が望ましい施設	考え方
ヘリポート	消防・救援、医療・救護、応急物資・救援物資輸送、復旧機材・資材輸送、情報収集等のための緊急用ヘリポート。
標識・情報提供設備	避難時の誘導に必要な標識類。施設利用や操作等に必要なお案内標示板等も含む。平常時の公園利用や「緑」等に関する情報提供、展示システム、あるいは運動施設に付帯する掲示板等を活用した、視覚的な方法での情報提供システム。
非常用電源設備	災害時に必要となる主として公園内の照明や動力、弱電設備電源等のための非常用の「自家発電施設」（燃料を含む）や太陽光、風力等を活用した「自然エネルギー活用型発電施設」。
備蓄倉庫	防火・消火、医療・救護、避難生活等に必要な各種機材・資材等の保管・備蓄。他の建築物との併設、地下式も考えられる。
その他	応急避難生活や仮設住宅が建設された場合に対応できるよう、災害時対応型パーゴラやかまどベンチ等の施設が望ましい。

Ⅲ 公園再整備ガイドライン
3 全体指針と具体方策

<参考>公園の防災力向上のための対策とその内容

各公園の防災的位置付けに合わせ、必要度や緊急度の高い以下の対策を実行することで、防災力アップを図ります。

対策番号	区分	状況	対策	緊急度の区分凡例		
				身近	一次	広域
◎対策とその内容				身近：身近な防災拠点となる都市公園 一次：一次避難場所となる都市公園 広域：広域避難場所となる都市公園 ◎：すぐに対応する必要がある ○：時間をかけても対応する必要がある △：できれば対応した方がよい		
対策 1	緊急避難対応	入口の位置がわかりにくく狭く、外周からも入れない状況です。	入口の位置の変更や外周部のフェンス等を取り越えられる高さに変更するなどの改修が必要です。	○	◎	◎
対策 2		バリアフリーに対応できていません。	障害物の除去や段差を解消する改修が必要です。子供から高齢者、災害弱者も十分に利用できる状況を作り出す必要があります。	◎	◎	◎
対策 3		入口の避難経路などのサインが不十分でわかりにくい状況です。	分かりやすいサインの設置が必要です。設置場所、表示高さ、文字の大きさ、書体、色彩など十分な配慮が必要です。	◎	◎	◎
対策 4		誘導灯がなく、夜間停電時に入口がわかりにくくなっています。	ソーラー灯など非常電源対応の誘導灯の設置が必要です。	○	◎	◎
対策 5		入口部にゲートシャワーや放水銃などの放水冷却設備がありません。	ゲートシャワーや放水銃は、避難入口や避難広場で危険が予想される箇所です。設置条件が整えば整備することが望まれます。	△	○	○
対策 6		避難広場に倒壊の危険のある建物などがあります。	撤去するか耐震補強する必要があります。隣接する建物などでこのような危険が予想される場合は、所有者や管理者と協議して対策を講ずる必要があります。	◎	◎	◎
対策 7		周辺火災の延焼や輻射熱を防ぐ樹林などありません。	樹林帯を設けるスペースがある場合は樹林帯の整備が必要です。スペースがない場合は人工物等によってこれらの機能を補完する必要があります。	△	○	◎
対策 8		防火樹林帯や延焼防止のための放水銃などの水施設がありません。	樹林や空間が本来持っている防災機能がありますが、できればこれらの能力を補完向上させるシャワーや放水銃の設備を設けることが望まれます。	△	△	○
対策 9	緊急利用対応	池や噴水などの水景施設が無く、目に見える形で公園内に水がありません。	修景施設としての水施設の整備を行って、常時水面が見えているようにする整備が必要です。平常時には公園の魅力を増す施設としても有効な整備となります。	○	◎	◎
対策 10		初期消火に役立つ機器材などありません。	地域防災計画などの位置づけにもとづいて機器材等の整備が必要です。これらの位置づけがなくても、バケツや必要な小機材を整える努力が必要です。	△	◎	◎
対策 11		公園の外周部や周辺に向けた放水銃などの設備はありません。	隣接地域の防災危険度が高く公園までのセイフティゾーンの幅が確保できない状況では、機能面を補完する施設として放水銃等の整備が望まれます。	△	△	△

Ⅲ 公園再整備ガイドライン
3 全体指針と具体方策

対策	区分	状況	対策	緊急度		
				身近	一次	広域
対策 12	緊急利用対応	救援対応車両の進入路がありません。	救援対応車両の侵入が可能な進入路の整備が必要です。日常時の管理車両の進入路ともなります。避難エリアと区分するなどして、避難者の安全確保を図る必要があります。また、車両の円滑な運行ができる動線計画が求められます。	△	◎	◎
対策 13		シェルターなど緊急時に活用できる施設がありません。	便益休養施設としてシェルターなどの施設整備が望まれます。これらの施設の作り方を工夫することで災害時には救護所や荷さばき、情報拠点などとしての機能を発揮します。	△	○	○
対策 14		災害時の情報管理などの対応が可能となる管理事務所がありません。	避難生活を送る上では生活を支援し自治をサポートするための拠点が必要となります。公園によっては管理所を置かないことも多いことから、シェルターなどを活用することも必要となります。拠点施設となりうる公園施設の整備が必要です。	△	○	○
対策 15		トイレはありますが、穴数が少なく防災対応になっていません。	停電や断水時でも利用できるようにすることが必要です。加えて、少なくとも懐中電灯やトイレの手洗い用水などが確保できる防災倉庫や水景施設などの整備が必要です。	△	○	◎
対策 16		防災井戸や耐震性貯水槽などの設備がなく、飲料水の確保が十分ではありません。また、雨水などを浄化して飲料水等とする水質浄化装置や器具もありません。	防災井戸や耐震性貯水槽などの設備が必要となります。整備は所管する関係機関が行います。地域防災計画など上位計画との調整を図って進める必要があります。また、整備に至るまでは簡易な水質浄化器具等の備えが望まれます。	△	○	○
対策 17		噴水や池・流れなどの水系施設がなく、水道が復旧するまでの間、避難生活における生活用水の確保が十分ではありません。	平常時も有効な利用が期待される水景施設の整備が必要です。維持管理費が必要となることから、管理部門の協力と住民の理解を得ることが重要です。	△	○	○
対策 18		ソーラーなど非常電源による夜間照明がありません。	ソーラー対応の照明の整備や非常時発電装置の整備が望まれます。	△	○	◎
対策 19		自家発電装置などの自立型の設備が整っていません。	一時的な避難生活を予定する公園では、電気が復旧するまでの間、トイレや夜間照明、放送施設等を利用するためにも自家発電装置などの整備が必要です。	△	○	◎
対策 20		応急利用対応	復旧・復興への対応では長期間、公園本来の利用ができなくなることがあります。地域における公園の配置上の役割分担等からして復旧復興のための空間が確保できないことがあります。	地域のそれぞれの公園で役割分担する必要があります。その上で他の災害時利用の位置づけをする必要があります。復旧・復興の観点からみた防災計画づくりが必要です。	△	◎
対策 21	復旧・復興のためには輸送車両などが侵入できることが条件ですが、入口などが狭かったり、大型車両が進入できなったりします。陸上競技場やテニスコートなどフェンス等で囲まれた空間は、扉の大きさや位置が限定され利用に支障をきたすことがあります。		復旧・復興のための大型トラックなどの侵入や寄りつきが可能なように入口や扉の改修、アクセス園路の路盤改良が必要となります。この場合、どの程度の車両を対象とするかを明確にして、これに対応する整備が必要です。	△	○	◎
対策 22	面的な運動施設がなかったり、あってもフェンスがなく、一般利用者と区分することができない状況です。この場合、利用時に一般避難者と混在して安全が確保しにくい状況が発生します。		大型車両やヘリコプターなどが運行される場合、安全確保の観点から柵やフェンスで仕切られることが望まれます。仮設の柵を設けることもできますが、備蓄の必要があります。できれば、柵などが付帯する施設を活用することが望まれます。	△	◎	◎

Ⅲ 公園再整備ガイドライン
3 全体指針と具体方策

対策	区分	状況	対策	緊急度		
				身近	一次	広域
対策23	応急利用対応	管理事務所などの管理施設がないか、あっても老朽化して耐震性に問題がある状況にあります。	すべての公園になければならないというものではありませんが、あれば活用できます。老朽化した施設の改修時には、防災対応に配慮をした整備が望まれます。	△	○	◎
対策24	管理・運営	ブランターや自転車などが置かれたりして入口がふさがれ、通りにくい状況となっています。	発災時の避難対応としては、非難時支障となるブランターなどを支障のない場所に移動し、駐車された自転車などを移動して有効幅員を確保する必要があります。さらに、利用者に対する意識を高める広報活動などが必要となります。	◎	◎	◎
対策25		これまで公園で定期的な防災訓練は行われていません。	避難や初期消火、救命などの訓練をする必要があります。防災を意識しながら地域住民が公園に集まることも十分意義があります。公園での地域イベントなどと併せて実施することも一つの方法です。	○	◎	◎
対策26		周辺住民が設備の運転訓練を受けることはありません。	発災時は係員が不在のこともあります。現場にいる住民が運転することができるよう訓練する必要があります。また、設備のスペアキーなどを住民に預ける体制などを整える必要があります。	△	○	◎
対策27		災害時の対応マニュアルはありません。	災害時のどのようなケースの時に誰がどのように対応するかをマニュアルとして整備する必要があります。これらの内容は地域住民も承知していることが重要です。	○	◎	◎
対策28		災害時に現場の責任者が誰なのか分かりません。住民がどのように参加できるのかも曖昧です。	災害時に公園管理者の役割、住民の役割などをあらかじめ決めておく必要があります。特に、行政責任の中での公園管理者の役割を明確にしておく必要があります。	△	◎	◎
対策29		避難する公園の入口や中の広場の状況はよく分かっています。	避難時は闇夜の状況もあります。日頃から避難する公園の入口や中の広場の状況を把握しておく必要があります。	◎	◎	◎
対策30	避難する公園の認知度（評価には含まれませんが是非とも確認して下さい）	非常時に侵入できる所はどこなのか意識したこともなく分かりません。	非常時には通常の入口が使えないことも想定されます。第二、第三の入口を予定しておく必要があります。公園の外周部を廻って入れそうな箇所を確認して下さい。	◎	◎	◎
対策31		災害時に家族で公園のどこに集合するか、まだ決めていません。	災害時は情報が隔絶したり混乱したりします。家族がばらばらになっているときに集合場所を決めておく必要があります。例えば「ちびっ子広場の大ケヤキの下」など具体的な場所にします。	◎	◎	◎
対策32		地域の中で一次避難場所や広域避難場所がどこなのか知りません。	災害時はどこでどのような状況が発生するか分かりません。避難先も時と状況によって異なります。このため、日頃から周辺にどのような避難場所があるのか、そこまでの避難ルートの状況はどうか確認しておく必要があります。	◎	◎	◎
対策33		公園の防災施設について、運転などの訓練を受けたことがなく、いざという時に対応できそうにもありません。	公園の防災施設について、特に避難時のゲートの開閉、消火ポンプ等の始動、非常用電源の始動等の訓練を受けることが望まれます。防災施設は、取り扱いが限定される設備を除いてできるだけ誰でもいつでも扱えることが必要です。訓練や講習会などの開催を管理者に働きかけることも重要です。	△	◎	○

■対応の緊急度等について

上記の表で緊急度は、おおむねの目安を示すものです。対象とする公園の種類や規模、防災計画上の位置づけ、状況、チェック者の立場等によって変わるものであることをご承知おき下さい。
チェック者の立場で緊急度を変えたい場合は、上書きしてください。その理由も頁内に書いておくと話し合いの材料となります。研究会への問い合わせもしやすくなります。

(防災公園技術普及推進共同研究会)

(出典：「続 防災公園技術ハンドブック」公園の防災力アップカルテ チェック6)

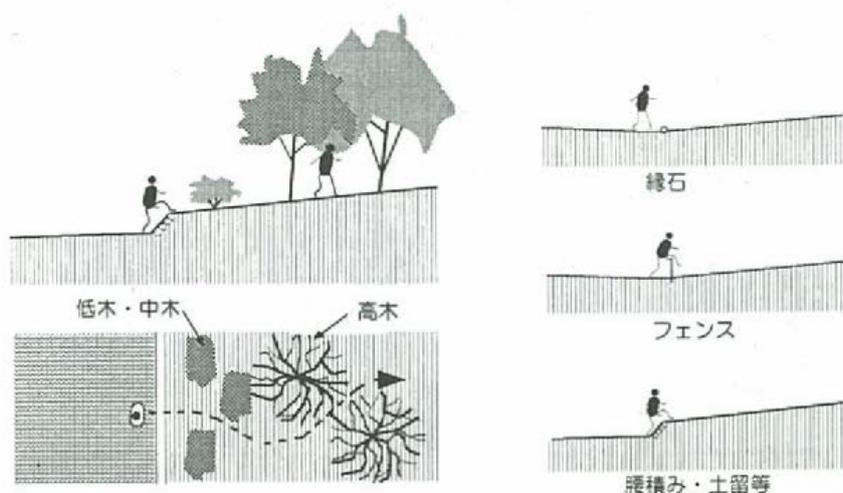
● 避難入口

避難入口は、災害時に、高齢者や身障者等の災害弱者を含む避難者が、公園内に安全に速やかに避難できることが重要であり、以下の点に留意して入口の拡幅や車止めなどの整備を行います。

- ・十分な幅員確保
- ・段差や構造物のない形態
- ・災害弱者への対応
- ・位置が確認しやすい施設の導入（特に夜間）

● 外周

基本的に、最終避難地である広域防災拠点公園では、外周部のどこからでも避難できる状況を確保することが望めます。たとえば、公園の境界を示す外周整備の方法としては、高さ40cm程度の土留めを設置したり、または容易にまたげる低いフェンスを設置するなどが考えられます。



公園の外周タイプのイメージ

(出典：防災公園計画・設計ガイドライン)

また、外周部から公園内がよく見通せることも重要です。これにより災害時に避難先の状況が容易に把握できるとともに、平常時から身近な公園として認識することができ、災害時の速やかな避難につながります。

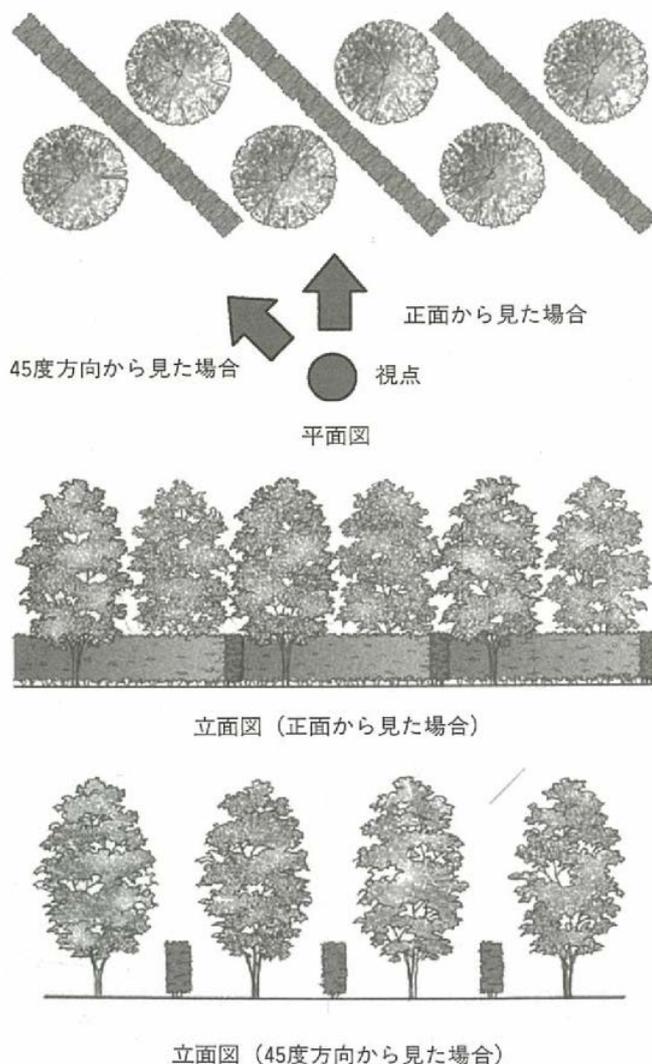
また、防犯面でも安心して利用できる公園づくりに寄与します。

● 防災植栽

震災時の樹木の効果としては、火災軽減のほかに、建物や塀などの倒壊防止、周辺建物からの落下物被害軽減、ランドマークの役割、避難生活の支援効果、心理的効果など様々な効果が認められています。

外周部の植栽帯を防火樹林帯として考えた場合、火もとの密集市街地からの隔離距離が必要となり、幅の広い道路や水面などのオープンスペースが隣接している場合、輻射熱を遮る効果がより大きくなります。

一方、外周部の植栽帯はこのような条件に満たなくとも、阪神大震災における大黒公園のように焼け止まり効果を発揮することも期待できます。このため、輻射熱を効率よく遮断しつつ、適度な空間が確保され、どこからも逃げ込むことができるブラインド植栽のモデルが提案されています。



防災に配慮したブラインド植栽

(出典：「続 防災公園技術ハンドブック」 P. 126)

●かまどベンチ

普段は憩いの場所として使用するベンチが、災害時にはかまどに変身して煮炊きができるという仕組みです。ベンチの中には、風防・炭置・五徳などがすべて収納されています。また、取り外した座面も簡易ベンチとして使用できます。

かまどベンチは、阪神・淡路大震災で公園が避難や物流支援の拠点など重要な役割を担ったことから、旧建設省などにより研究会が発足し、議論のあと発表された「防災公園計画・設計ガイドライン」にもとづき誕生したものです。

災害から少し時間が経ち、本格的な救助を待つ間に役立つ設備といえます。



通常時



災害時

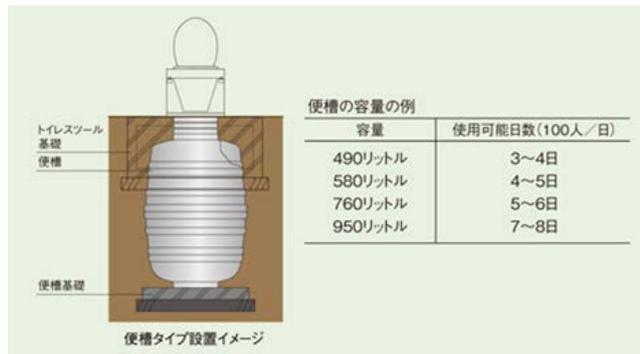


(出典：コトブキ・タウンスケープ)

● 災害対応トイレ

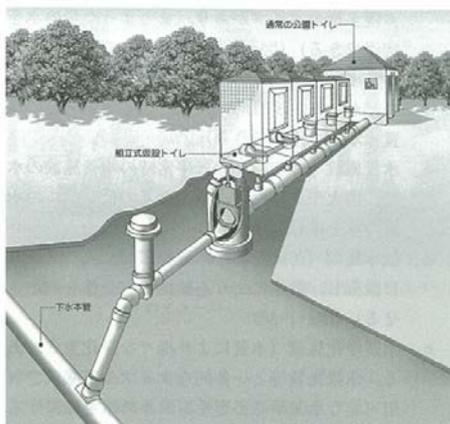
災害対応でない水洗トイレは、災害時に断水、停電等により使用不可になることが想定されます。災害対応のトイレとしては、普段ベンチとして使用できる便層式や下水道直結式、ピット式などがあります。

災害対応トイレ（便層式）

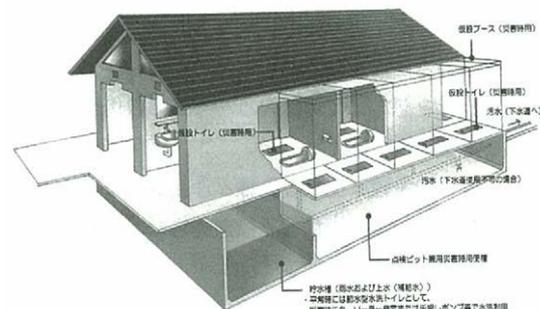


(出典：コトブキ・タウンスケープ)

災害対応トイレ（下水道直結式）のイメージ



災害対応トイレ（ピット式）のイメージ



(出典：「続 防災公園技術ハンドブック」)

IV ワークショップによる公園再整備プランの作成

- 1 ワークショップの進め方
- 2 ワークショッププログラム

Ⅳ ワークショップによる公園再整備プランの作成

1 ワークショップの進め方

(1) ワークショップとは

ワークショップとは、さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場です。



松戸模擬ワークショップ風景

(2) ワークショップのルール

ワークショップはファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営してきます。

お互いが主体的に参加して満足感・夢のある活動にするために、以下のようなマナーに気をつけて討議することが大切です。

- 真面目にそして楽しく検討する。
- 他人の意見には耳を傾け、頭ごなしの否定はしない。
- 多くの人の話を聞くためにも、1回の発言時間は30秒～1分を心がける。
- 「どうすれば、この公園の魅力があがるか」を基準に考える。

(3) ファシリテーターの役割

ワークショップの進行役のことを「ファシリテーター」と言います。もともと「容易にする、促進する」などの意味の facilitate から来ており、中立的な立場から会議の進行を進めます。

色々な立場の人たちが色々な意見を述べる場ですから、それらの意見をまとめ上げていくファシリテーターは大変重要な役割です。声の大きな人や偏った立場からだけの話合いにならないように注意し、建設的な話合いを進めることが必要です。

(4) ワークショップにおいて配慮すべき事項

ワークショップを開催するにあたり、以下の事項に配慮する必要があります。

○参加者の募集

参加者は地域公園の誘致圏内の住民を中心に募集を行います。募集方法は自治会を通じた呼びかけやチラシの各戸配布など、公園に関心を持っている様々な年代の方を幅広く集められる方法を検討します。

また、公園の特性に合わせ、検討に参加してもらいたい方（子育て世代、小学生・中学生、高齢者、身体障害者等）や団体に直接声掛けするなどの方法も、多様なニーズに対応した再整備を考える上では重要になります。

住民以外の参加者の構成にも注意し、関連する部署の行政担当者にも参加してもらうようにします。

○開催日時

ワークショップを開催する曜日や時間帯は、特定の参加者の参加を難しくする場合があるため、慎重に設定する必要があります。参加者に合わせ、出来るだけ多くの人に参加してもらえる曜日や時間帯を設定します。

また、会議の時間は3時間くらいを目途とし、途中で休憩の時間を取ります。

○会場

会場は参加者の居住地に近い場所を選択します。使用する会場は模造紙が貼れる壁やボード、椅子、机があるところを使います。また、公園内で行う方法も考えられます。



ワークショップ会場風景

○グループ分け

ワークショップを運営する上では、参加者のグループ分けも配慮すべき事項の一つです。地域や年齢・性別、関心事項などの属性に関して、偏りがないように組み合わせるか、あえて偏らせるかをテーマや進め方に応じて判断します。

またワークショップが始まった後に、グループごとの意見が偏らないように毎回メンバーを変更するなどして意見を合わせていく工夫も必要です。

○事前連絡

ワークショップの日時、開催時間、場所等が決まったら、できれば2週間前にチラシの配布、郵送等で参加者に知らせます。

(5) ワークショップに必要なもの

ワークショップでは以下のようなものが必要になります。

○マーカー

ワークショップでは、話合いの内容をみんなに見えるように記録をします。その際に太書きマーカーが必要になります。参加者に分かりやすいように、はっきりした大きな文字を書き、テーマ毎に色を変えるなどの工夫も大切です。



ワークショップグッズ

○付箋紙

ワークショップでは、付箋紙に意見や質問等を記入してもらいます。色分けされた付箋紙は、違った種類の意見を書き分けてもらったり課題の整理をするのに便利なものです。少し離れてもみんなが見える大きいものにサインペンで意見を記入してもらいます。

○模造紙

模造紙は、話し合いの内容を書きとめたり、ポストイットを貼る台紙やグループ作業の発表用紙として利用します。罫線入りの模造紙であれば、平行に文字を書いたりするのも便利です。

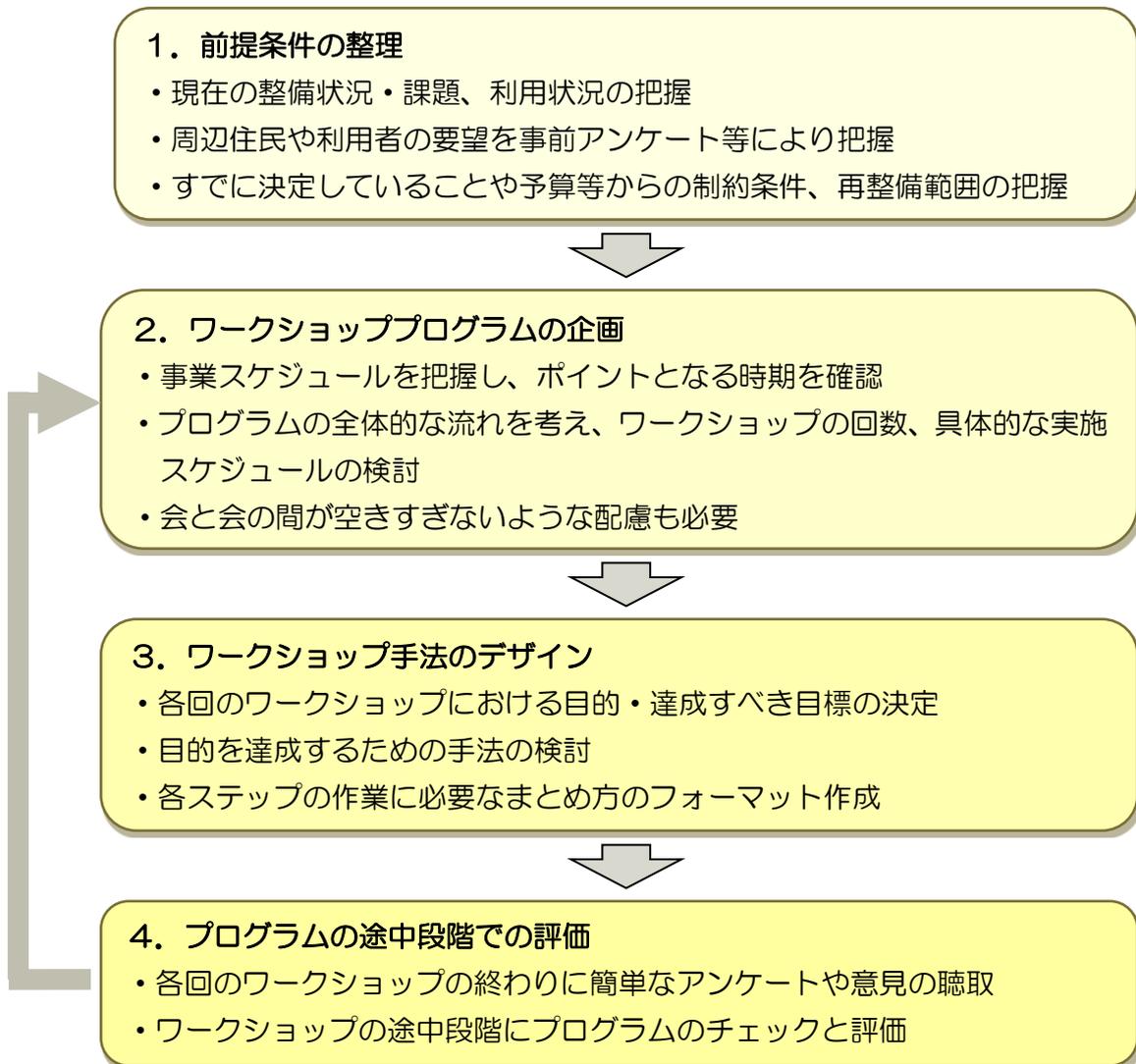
○名札

ワークショップ参加者には必ず名札をつけてもらいます。ワークショップに参加している一員であるという仲間意識を培うのにも役立ちますし、知らない参加者同士がお互いの名前を分かり合うのにも役立ちます。

2 ワークショッププログラム

(1) ワークショッププログラムの検討

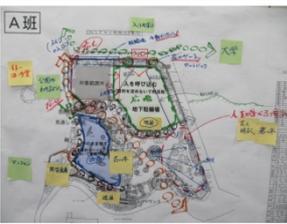
ワークショップのプログラム検討の基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 公園再整備ワークショップのプログラム例

公園再整備のワークショップは4回程度の開催を想定しています。各回の内容については以下のプログラムを参考にし、地域の状況や参加者の属性に合わせて見直しを行います。

ワークショップでは出来るだけ現場確認の機会を増やし、再整備のイメージを膨らませたりスケール感を確認することが重要です。場合によっては、ワークショップを現場で行うことも考えられます。

テーマ	内容
第1回 <テーマ> ○計画地を確認しよう ○公園の「良いところ・悪いところ」を整理しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の説明を聞きながら、メンバー全員で計画地や周辺の状況を確認 ・グループに分かれ、現在の公園の「良いところ・悪いところ」について意見交換 
第2回 <テーマ> ○公園の新たなテーマを考えてみよう ○再整備後のゾーニングを考えてみよう	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の周辺状況や利用状況を考えながら、公園の利用可能性を話し合い、公園の新たなテーマを決定 ・公園のテーマを踏まえ、現況の公園平面図を見ながらゾーニングを検討 
第3回 <テーマ> ○公園の計画案をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニングをもとに、具体的にどんな施設が必要か意見交換 ・カラーペンや施設パーツ、色紙等を使い、公園計画案を作成 
第4回 <テーマ> ○公園の計画案を決めよう ○地域での公園への関わり方を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の作成案に基づいた最終案に対して、足りない施設や修正点について最終確認 ・公園計画案の決定 ・公園の使い方、地域としての今後の関わり方やそのために必要な体制等について意見交換 ・みんなで手作りする施設など、再整備工事中に関われることなどについて意見交換

具体的なワークショップの手法については次頁以降に紹介する。

報告会 こんな公園ができます！	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計完了時の最終平面図を参加メンバーや地域住民へ報告 ・具体的な公園管理運営体制についての意見交換
---------------------------	---

24時間物語ゲーム

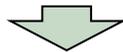
公園が24時間でどのように使われるのかの物語を、参加者みんなで考える手法です。物語を作るプロセスに参加者の希望や心配が映し出されてきます。

普段身近でない領域の課題をできるだけ具体的に考えてもらいたい時に利用できるプログラムです。

～プログラム～

STEP1 (10分)

参加者を3～6人ぐらいのグループに分け、テーマに関連したいくつかのイラストや写真資料とそれを貼り込む24時間時計となった台紙を渡し、「24時間物語ゲーム」について説明します。



STEP2 (20分)

次に例えば、

「こうなってほしい・・・公園」

「きっとこうになってしまう・・・公園」等のテーマを用意し、公園で朝・昼・夕方・夜・深夜に何が起きているかを話し合いながら、イラストや写真を選びます。公園24時間物語の材料を作るわけです。



STEP3 (20分)

グループ毎に選んだイラストや写真を24時間時計の台紙に貼り込みながら物語を考えます。



STEP4 (20分)

各グループ5分程度で物語を発表します。発表の仕方は各グループに任せますが、登場人物を何人かで分担をして寸劇のように発表するのが良いかも知れません。

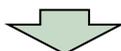
敷地読み取りゲーム

公園の計画をデザインしていく場合、実際の建設地の現状をよく理解することが必要です。ただ、現地を体験するといっても、短時間に何人かで現地及びその周辺を歩いても、現地の情報量の多さが逆に現地を知ることを難しく感じさせる場合があります。できるだけ短い時間に必要な現地情報を理解するための手法です。

～プログラム～

STEP 1

事前の準備として、現地で行うこと、質問、敷地図、周辺地図など必要なものを要領よくまとめたものを用意しておきます。



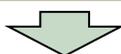
STEP 2 (20分)

敷地の大きさを確認することは基本的なことですが、スケール感をつかむという作業は意外に難しい作業です。誰もが知っている学校のグラウンドなど比較対象できる空間の大きさを図面上で示したり、現場で半径 10m、20m 等の実寸を示したり単純な作業が重要です。



STEP 3 (15分)

「例えば・・・のような場所を作るとしたらどこが適当だとおもいますか？」といった問いを3～5問用意して敷地内の数カ所に候補場所を印しておき、その中から選択してもらうことで場所の性格を読み取ってもらうことができます。



STEP 4 (15分)

敷地の周辺まで関心を広め、その条件を読み取る場合には、敷地に接する道路やその周辺の課題や良い点などについてもメモを取ってもらいます。

公園とのつながりを考える

公園の平面プランが出来上がった段階で、平面プランを確認しながら公園で出来ることをみんなで考えます。

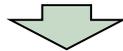
どの場所でどんなことが出来そうか、一年を通してどの時期にどんな活動を行うか、自分ならばどんな活動であれば運営管理に主体的に参加できるか等、公園とつながっていく活動について考えてもらうプログラムです。

公園整備後だけではなく整備前から取り組める活動についても話し合うことによってより地域に密着した公園づくりが出来ます。

～プログラム～

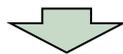
STEP 1

事前の準備として、公園基本計画図や横断図など公園完成後のイメージがわくものを用意しておきます。



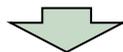
STEP 2 (15分)

公園で出来そうな活動を「緑化活動」、「スポーツ」、「地域イベント」、「防災活動」、「公園運営・管理」などのカテゴリーに分けて自由に話し合ってみます。



STEP 3 (20分)

公園で出来そうな活動が実際に公園のどの場所で出来そうか、何月くらいに誰が主体で出来そうかといったことを具体的に話し合います。公園整備前から取り組みたいことについても意見を出しておきます。



STEP 4 (15分)

各グループ5分程度で発表します。特に実現性が高そうなことについては今後の進め方なども発表してもらいます。

(3) ワークショップの進め方

各回のワークショップは以下のような手順を進めます。

1. アイスブレイク

参加者が話し合うきっかけをつくるために自己紹介やちょっとしたゲーム、運動などを行います。心をやわらかくして、会議などの席で人の話をよく聴く手助けにもなります。

2. 事前説明

全体でワークショップの目的、進め方、運営上のルール等の説明を行います。

3. グループ討議

グループに分かれ、テーマに沿った議論を行います。

4. グループ発表

グループ討議の結果をまとめ、グループごとに発表を行い、参加者全員で内容を共有します。グループ発表は、他のグループの成果を知ることができるという意味の他に、議論を活性化させ、とりまとめる作業を促進する上で非常に有効です。

また、発表を出来るだけ参加者の方をお願いすることで、成果に対する責任感と当事者意識を持ってもらうことができます。その場合は、グループ討議の前に発表を参加者で行ってもらうことを伝えておきます。

5. まとめ

グループ発表の内容をみんなで確認し、次回ワークショップへつなげます。



模擬ワークショップ発表風景



ファシリテーターによるまとめ



「松戸中央公園の再整備を考えよう！」 第1回模擬ワークショップ	
日程：平成25年1月16日(水) 13:00～ 会場：松戸中央公園、中央管理センター1F 会議室	
新しい公園をみんなで考えよう!	
13:00～13:30(30分)	●現地視察(現地視察) ・現地視察の主な目的は、思いとこを把握に資するため、再整備の必要性を確認します。
14:00～14:10(10分)	●中央管理センターへ移動
14:10～14:20(10分)	●開催目的・ワークショップの目的 ・「思いとこ」の共有 ・参加者ワークショップの目的と実施スケジュールを確認します。 ・本日のスケジュールについて説明します。 ・ワークショップのルールについて説明します。
14:20～14:25(5分)	●メンバーの自己紹介 ・参加者全員で、自己紹介を行います。
14:25～14:55(30分)	●現地視察確認 ・現地視察の目的や留意点を再確認します。
15:00～15:40(40分)	●グループワーク1 ・本日の「思いとこ」。「思いとこ」をみんなで話し合い、公園の再整備の考えを共有し、松戸中央公園が「どんな公園」になるかについて話し合います。 ・「思いとこ」を共有し、再整備の方向性を決定します。
15:40～15:50(10分)	●グループ発表 ・今日の議論の成果を共有し、再整備の方向性を決定します。
15:50～16:00(10分)	●まとめ ・今日の振り返り。

第1回模擬ワークショップの進め方

(4) ワークショップの意見とりまとめ手法

1. グループ別の意見集約

グループ別での意見交換は、グループ別ファシリテーターの進行で進め、ポストイットを利用して、意見をグループ化し、それぞれのグループにタイトルをつけることによって整理していきます。またグループごとの関係性を模造紙に整理し、関連するグループや対立するグループなど関係性がひと目で分かるようにします。



グループ意見の集約例

2. 全体意見の集約

グループごとの意見を発表した後は、グループごとの意見を全体意見として集約することが必要になります。グループごとの違いを明確にして、その課題について、その場でどちらが良いかアンケートを取るなどして結論を出します。

ただし、簡単に白黒がつけられないような問題に対しては、再度条件を整理して次回ワークショップで再度話し合ってみるなどの工夫も必要です。

3. ワークショップの感想

ワークショップの終わりに、ワークショップの感想や言えなかった意見を自由に「ひとことアンケート」に記載してもらいます。それらの意見を参考に次回のワークショップの進め方や内容を見直すことも必要になります。

ひとことアンケート

4. 意見まとめと報告

各回の開催結果は「かわら版」としてまとめ、参加者や地域に配布を行います。かわら版には、ワークショップの流れや参加者がポストイットに記載した意見を出来るだけ掲載し、参加していない人が読んでも、ワークショップの内容が理解できるようにします。

また市のホームページ等に掲載することで、より多くの人へ情報発信をすることも重要です。

(6) 基本計画図の作成

ワークショップでの計画案に基づき、基本計画図を作成します。

基本計画図を作成する際には、ワークショップで決まってきた公園再整備の方針を踏襲し作成する。



図7 松戸中央公園模擬ワークショップ（H24年度実施）の結果を反映した基本計画の例

松戸市公園再整備ガイドライン

●発行●

平成 25 年 10 月 15 日

●編集・発行●

松戸市街づくり部 公園緑地課

〒271-8588 松戸市根本 387-5

TEL 047-366-7380

